平成23年12月13日開会 平成23年12月21日閉会 (定例第6回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号(12月13日)

告 示····································
招集議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務局出席職員者職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
開 会
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6番 国永美惠子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1 1 番 岡﨑南海子議員・・・・・・・・・・・・・・・・1 6
7番 高川 喜彦議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
10番 河内 賀寿議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
3番 藤山 巌議員36
議案第48号・・・・・・46
議案第49号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第50号・・・・・・・・・・・・・46
議案第51号・・・・・・・・・・・・・・・・・46
議案第52号・・・・・・・・・・・・・・・・46
議案第53号・・・・・・・・・・・・・46
議案第54号・・・・・・・・・・・・46
議案第55号・・・・・・・・・・・・・・・・46
議案第56号・・・・・・・・・・・・・・・・・46
議案第57号・・・・・・・・・・・・・・・・・46
議案第58号・・・・・・・・・・・・50
議案第59号・・・・・・・・・・・・51
議案第60号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 3
議案第61号・・・・・・・・・・・53
陳情第2号・・・・・・54
散 会 5 4
署 名

第2号(12月21日)

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・5 6
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 7
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 8
欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務局出席職員職氏名・・・・・・・・・・・5 8
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・58
開 会
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 9
議案第48号・・・・・・59
議案第49号・・・・・・59
議案第50号・・・・・・59
議案第51号・・・・・・59
議案第52号・・・・・・59
議案第53号・・・・・・59
議案第54号・・・・・・59
議案第55号・・・・・・59
議案第56号・・・・・・59
議案第57号・・・・・・59
議案第58号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第59号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第60号68
議案第61号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第62号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第63号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
田布施町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
閉会中の継続調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
閉 会75
署 名

田布施町告示第66号

平成23年第6回田布施町議会定例会を地方自治法(昭和22年法律第67号)第101 条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成23年11月29日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成23年12月13日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

 林山 健二議員
 西本 敦夫議員

 藤山 巌議員
 畠中 孝議員

 向井 恒夫議員
 国永美惠子議員

 高川 喜彦議員
 清神 清議員

 木本 睦博議員
 河内 賀寿議員

 岡崎南海子議員
 石田 修一議員

 谷村 善彦議員

○12月21日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

平成23年 第6回(定例)田 布 施 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成23年12月13日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年12月13日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

定期監査の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

各常任委員会の調査報告

日程第4 一般質問

日程第5 議案第48号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について

日程第6 議案第49号

平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について

日程第7 議案第50号

平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について

日程第8 議案第51号

平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について

日程第9 議案第52号

田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第53号

田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について

日程第11 議案第54号

田布施町地域交流館の指定管理者の指定について

日程第12 議案第55号

たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第56号

小行司特産加工センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第57号

田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について

日程第15 議案第58号

田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第59号

田布施町土地開発公社の解散について

日程第17 議案第60号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第18 議案第61号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

日程第19 陳情第2号

日程第19 陳情第2号

陳情書 町有地の貸与及び資金援助について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 諸般の報告 日程第3 定期監査の報告 例月出納検査の報告 議員派遣 各常任委員会の調査報告 一般質問 日程第4 日程第5 議案第48号 平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について 日程第6 議案第49号 平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について 日程第7 議案第50号 平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について 日程第8 議案第51号 平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について 日程第9 議案第52号 田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 日程第10 議案第53号 田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について 日程第11 議案第54号 田布施町地域交流館の指定管理者の指定について 日程第12 議案第55号 たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について 日程第13 議案第56号 小行司特産加工センターの指定管理者の指定について 日程第14 議案第57号 田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について 日程第15 議案第58号 田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について 日程第16 議案第59号 田布施町土地開発公社の解散について 日程第17 議案第60号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について 日程第18 議案第61号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

陳情書 町有地の貸与及び資金援助について

出席議員(13名)

	1番	林山	健二議員		2番	西本	敦夫議員
	3番	藤山	巖議員		4番	畠中	孝議員
	5番	向井	恒夫議員		6番	国永美	[惠子議員
	7番	高川	喜彦議員		8番	清神	清議員
	9番	木本	睦博議員	1	0番	河内	賀寿議員
1	1番	岡﨑南	南海子議員	1	2番	石田	修一議員
1	3釆	公村	盖安議昌				

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田	正美君	書記	棟安	泰弘君
			書記	岸井	孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信	正治君	副町長	冨田	辰也君
教育長	尾﨑	龍彦君	総務課長	東	浩二君
企画財政課長	猪股	勝美君	税務課長	西本	浩二君
町民福祉課長	田縁	和明君	建設課長	川添	俊樹君
経済課長	落合	祥二君	健康保険課長	重森	陽君
学校教育課長	田中	章君	社会教育課長補佐	門田	謙一君
会計室長	西本	重貴君	収納対策室長	藤井	正彦君
給食センター所長	中野	哲朗君	監査委員	今井	清弘君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長(谷村 善彦議員) ただいまから平成23年第6回田布施町議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により西本敦夫議員、林山健二議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(谷村 善彦議員) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって会期は12月21日までの9日間に決定 いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(谷村 善彦議員) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めております。 定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

〇監査委員(今井 清弘君) おはようございます。監査報告、向井議員監査委員と実施いたしました 監査等の結果について御報告申し上げます。

まず、最初に定期監査ですが、10月7日、12日、13日、19日に行いました。その結果はお 手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成23年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況はお手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしま した結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。 以上です。

○議長(谷村 善彦議員) 次に、議員派遣について報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、各常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

〇議長(谷村 善彦議員) 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。国永美惠子議員。

○議員(6番 国永美惠子議員) おはようございます。今朝の朝日新聞に原子力発電利用の賛否を問う調査結果が出ておりました。反対が57%、賛成が30%でしたか。そして、10月の反対が48%でしたから、随分と原子力発電に対する皆さんの見方が変わってきているなとこのように思いました。

それでは、通告いたしましたとおり1問目からお尋ねをいたします。

原子力発電についてお尋ねをいたします。町長にでございます。6月議会、9月議会におきまして、3月11日の福島第1原発事故の後の国や自治体、東京電力の対応を踏まえ、上関原発建設と伊方原子力発電所について町長の対応をただしてきました。6月、9月議会での質問と重なりますが、原発は立地自治体だけの問題ではないという観点からしますと、町長の姿勢に不安を感じます。引き続いてこの問題に取り組んでいきたいと思い、お尋ねをいたします。

今月2日、東京電力は3月11日の事故中間報告を発表しました。これによりますと、今回の事故原因は想定外の事態によるものでやむを得なかったという無責任な内容です。人類の歴史は天災との戦いの歴史でもありました。いつの時代においても政治は災害に備える工夫がなされていました。その歴史が抜け落ちております。

福島第1原発につきましては、津波によって電源を失い、大きな被害を受ける危険性を早くから指摘され、対策を求められていたのにもかかわらず反省も謝罪も見えない報告でした。福島第1原発事故による健康と寿命の深刻な危機に直面させられているのは福島とその周辺に暮らしている人だけではなく、この国に暮らす私共もでございます。しかも、その危機は何十年にも続き、放射能の除染費用だけでも国家予算の10年分を超える費用がかかると言われております。10月2日の新聞によりますと、東海村の村上村長は事故後の政府を批判し、「このように冷たく、かつ無能な国では原発など持つべきではない。その資格などない」と述べておられます。

福島県知事も30日の記者会見で、県内10基の廃炉を求める方針を県復興計画に明記すると発表しました。

3月11日以後の各界、各著名人の変化には驚くべきものがあります。先月、21日の新聞に日本ペンクラブが脱原発を目指す姿勢を明確にしたと載っていますが、その宣言が採択されるとき、3月11日の事件に学ぼうとしない人を批判していくべきだという訴えがされています。お隣の柳井市でも、もともと原発推進だった市議会議員が3月11日以後、反原発の態度を表明されたことが新聞に載っておりました。福島第1原発の事故による現実的な対応を迫られる地方自治体が予想を越えて広がっております。

田布施町議会が議決しました上関原発建設の凍結、この態度表明が町長にもできますでしょうか。お尋ねいたします。

もう一点、伊方原発への対応、対策はありますか。お尋ねをいたします。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

〇町長(長信 正治君) それではお答えいたします。

東京電力福島第1原子力発電所における事故から早や9カ月がたち、国、事業者において原子炉及び使用済み燃料プールの安定的冷却状況に向けて全力を上げて取り組んでおられるところであります。また、国の原子力安全委員会も原子力に関する安全確保の基本原則について審議されているところであり、今後、その結果に基づいて原子力に関する安全基準や指針が示されるものと考えております。まず、1点目、お尋ねでありますが、これまでも議会で申し上げておりますように、上関原子力発電所の建設については、第一義的には地方自治の原則からして地元の上関町が判断されるものとの考えに変わりはなく、田布施町長として賛成あるいは反対を表明する立場にはないとの考えであります。しかし、私としては町民の安全を守る立場としまして、町議会が6月に提出された意見書の趣旨を尊重し、今回の事故原因の徹底究明や、現在既に稼働している原子力発電所の安全管理、原子力防災体制の整備などについて、国や電力事業者に対して機会あるごとに求めていく考えであります。

次に、伊方原子力発電所への対応につきましては、現在、四国電力により防災対策が進められているところですが、運転再開には地元の理解など課題が山積している状況であると認識しております。 また、国の原子力安全委員会が原発事故に対する防災対策重点地域を新たに定める案を示しております。

山口県としても伊方原発から30キロ圏内に緊急時防護措置準備区域に上関町の一部が入ることを 受け、愛媛県と事故発生時の対応について確認書の締結に向けて調整されているようでありますし、 町としては県及び近隣の市町と連携のもとに情報を収集し、対策を検討してまいりたいと考えており ます。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 前回お尋ねしたときに、私は田布施町議会が議決しましたほうを一同じように上関のことも、田布施のこともと言われるんでしたら、町議会が議決をした意見書のほうを上にしてほしいと、このように申し上げたと思うんです。町長もそのつもりと確かそういうふうにおっしゃったと思いますけれども。ということは、私ども議会が議決をしました上関原発建設につきましては安全性が確立されるまで凍結と、こういうことで町長のお考えもよろしいか、その点を1点、お尋ねいたします。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 前回、町議会の意見書、そして上関町についてのどちらも尊重するというのはおかしいと御指摘をいただいたような気がします。詳しい答弁がどうであったか、ちょっと記憶にありませんが、私はそういうふうにどちらも同じように尊重していかなきゃいけないというお答えをしておるというふうに思っております。

今、御質問がございました件、議会でそういう状況であるということと、そして、上関の町として の方向はそれなりに同じように尊重していくということには変わりございません。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) はっきりおっしゃっていただけませんか。今、私が申し上げた町議会が議決をした安全性が確立されるまでは凍結と、このことを私、町長に確認したいんです。町長もこういうことでよろしいかということでお尋ねしております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** 私自身はそのとおりだと思っています。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) はっきりおっしゃっていただいて大変よかったなと私思っております。この間からの答弁ですと、一体どうなんだろうかと首を傾げておりましたけれども、確かに議会と同じようなお気持ちであるということがよくわかりました。

それで、今、いろいろ報道されております中で、原発というのは原発立地自治体自体のことではなくて周辺も影響を受けるということでございまして、その周辺自治体の様子がこの対応が少し変わってきているように思われませんでしょうか。

新聞記事からですけれども、島根原発、中国電力の島根原発の周辺自治体が立地地並みの安全協定を結びたいと、中国電力のほうは難色を示しているわけですけれども、こういう記事を見ましても決して国、県、上関町だけのことではないんだという認識をもう一度、町長にしていただきたいと。周辺が変わってきているよと、住民の目も思いも反原発のほうへ多くなってきている、そういう意見のほうが多くなってきているというところで、今まで町長が国県のこと、上関町のこと、原発についておっしゃっておりましたけど、やはりそれは決して立地町、国、県のことだけではない、その周辺自治体全部にかかってくる、日本中にかかってくるんだということを確認をさせて――私はそう思っておりますので、町長はもうそういうふうにお考えかという点を確認させてください。

安全性の確立がされないと凍結と、ここのほうについては大変よくわかりました。

ただ、今までの御答弁ですと、上関町のことというようなことでしたが、決してそこだけでは済まないんだということ。

それで実際、島根県は事故が起きた場合の避難民の受け入れを山口県にも要請してきておりますね。 そういう要請がまた、県内の自治体にどういうように振り分けられるのかわかりませんけど、県のほ うは島根県のほうはそういう要請もしてきております。

それで、決して立地自治体だけのことではないんだということを、町長にお考えいただきたいというのでお尋ねをいたします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) もう現在、福島のああいう状況をそれぞれニュース、新聞、すべての報道が 関連しているように、そこの地域だけの問題ではありません。やはりその近県含め、先ほど来から話 がありますように、日本全国的にその問題はやっぱり考えていくべき項目だろうというふうに思って おります。

ですから、現在、稼働している島根あるいは伊方、あるいは玄海、すべて山口県に影響ある――何かあれば、事故が起きたときには影響があるという認識はそれぞれ持っておかなきゃいけないというふうに思っております。

ですから、私自身は今回の事件が起きる前からも、原子力発電所の事故が起きた場合は、それは日本全国すべて至るところにそういう問題が起きるよということは以前から親しい仲の友達等、あるいは話したこと経緯があるとおり、その考えには変わりはありません。

ただ、原子力発電所を立地する、しないということについての国に対しての要請等はやはり立地される自治体の判断で決定された行為でありますから、それを私どもがどうこうは言えません。

ただ、実際にそれができてくる段階において国県とのいろんな協議が行われてくるだろうということで、今回の上関は30年前からのスタートでありましたが、私ではない前町長なんかにはその問題に対しては県が相談もされているし、話もされている。その結果、経緯において近隣自治体との首長さんとの話を進めてこられた経緯があります。その辺は私として現在、県のほうからそういったことについて新たな相談等がまだございませんが、あれば、ちゃんと私の考えを説明して自分の思っている原子力発電所の怖さ、あるいは安全性、そういうものはしっかりとこれから機会あるごとに話はしていかなきゃいけないという認識でおりますから、影響がないという状況ではありません。

ただ、立地についての選定されたそこの自治体に対してのことは尊重してあげなきゃいけない部分があるということは先ほど申し上げたとおりであります。安全性については議会が言ったように安全性が確立されるまではぜひとも凍結という状況でいけということであります。それは私も考えは同一でありますという話を申し上げたとおりであります。

ですから、近隣の自治体、それ以上日本全国的にこの問題は国民総意を持って考えていくべき行動だろうと思いますから、国もそういう方針をしっかりと出してほしいという答弁をした経緯でございます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 上関町だけのことではないということで、私は周辺の自治体が立地 自治体並みの安全協定を結びたいと、こういうことも紹介を申し上げたわけですが。

先日といいますか、朝日新聞の11月26、27の記事なんですが、原発効果という記事で、合併と分断、使い分けという記事があったんです。少しその記事を紹介してみますと、福島第1、第2の原発を抱える双葉郡の8町村から市は生まれなかった。平成の大合併にも飲まれなかった。国家にとっても原発の町は一つにまとまらないほうが都合がよかった。誘致を競わせば新増設を進めやすい、反対派の首長が誕生するリスクも分散できる。こういう記事があったんです。

思い返してみますと、この柳井地域、最初が1市4町、上関も入って1市4町で合併が進められて、 合併の協議が行われていたわけですけれども、まず、そこで上関町が外れられた。その後の経緯はも うみんなよくわかっておりますように、だんだんと皆さん平生、田布施とこういうばらばらとなりまして、結果的に1市4町の当初の協議から柳井と大畠が合併するということになりました。そうすると私はひとつには合併がまとまらなかった1市4町――上関はまた、それは上関町の事情でございますが、その後の合併がうまく行かなかったというひとつの要因として原発への反対運動の分断と、こういうふうなものがあるのかなというふうにも感じたわけです。

それで県議会でのやりとりなんですが、もう町長も御存知と思うんですけど。原発交付金の交付見送りで厳しい財政運営を迫られている上関町について、山部県地域振興部長は6日の県議会で、柳井市など周辺市町との合併が今後の町づくりの方策の一つと、このようなことを県は答弁したんですね。一体、最初は抜けるだの――県は進めていたと思うんですよ、合併を。強力に進めていた。にもかかわらず、上関が抜けてその後こういう結果になった。そして、また、県のほうはそういう話も議会の中の一般質問の答弁で答えている。合併について山部部長は、厳しくなる行財政や人口減少、少子高齢化に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を求める有効な手段と、こういうふうに言っているわけですね。県は一体何を考えているんだろうかと私思ったわけですけれども。そのお話もちょっとしたいなと思っておりますので、この新聞記事も紹介させていただきます。

それで、今度、伊方のほうへまいりますが、さっき町長のお答えにありましたように、愛媛県との確認書締結というのがありました。これも県議会での一般質問ですか、定例会の中でありましたことで、大分のほうは既にこれをやっているんですね。そして、大分県の例も参考にしながら愛媛県と確認書の締結に向けた事務的な調整を進めていることを明らかにした。ですから、もう県のほうは今というんではなくて、そういうことをずっと以前からしていたと思うんです。

だけど、町長は私、6月にも9月にもお尋ねしたんですが、町長は伊方については早急――何とおっしゃったですか、早急に対応する段階にないとか、そういうことだったような答弁だったと思うんです。そうしますと、町長が私、いろんな話を田布施町は伊方から近いんだからということを県に言っていただいて、あるいは近隣の町ともというお話も私したと思います。そういうことがあって、今度の協定書にもつながったというんでしたら、私は大変うれしく思うんですが、町長はそのときにそういう段階にないと、そういう答弁だった。ここが非常に残念に思うんです。

今、答弁を聞いておりましても、確かに県がやればいいのかということじゃないんですよ。だから、田布施町と――前にも申し上げました山口市とやっぱり条件が違う、県だけに任せておくべきではないということなんです。

それで、海を瀬戸内海がございまして、そこを来るわけですから、もし何かあったときには瀬戸内海のほうになりますから、瀬戸内海の汚染とか、こういうものもありますし、田布施町は決して県に任せていいというものではないと思うんです。海とそういう山と――山のようなさえぎるものがあるところではどういうふうに条件が違うか、私も素人でわからないんですけど、町長、この辺はお考えがございますか。

条件が違うということで田布施町はまた、別の問題としてこれやっていかなきゃ、町長、もう考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) さきの答弁の中では、決してやる必要がないと、愛媛との関係あるいは伊方の関係をやる必要ない。これからしっかり近隣市の市長あるいは県との協議を進めていきたいというお話で答弁しているというふうに私は認識しております。ちょっと当時の答弁の議事録を取っておりませんのでわかりませんが。そういう気持ちでおった──たしか答弁をしているというように思っております。

ただ、今、言われたように伊方だけではございません。玄海だって鹿島だって、北風が吹けば鹿島は確実に山口県のほうにつく。北風というか、北からの風が来れば。そして、玄海については南東の風が吹けば必ず九州を越えて山口県。そして、伊方につきましては北西の風と言いますか、確実に山

口県に来るということ。これはもうどこの原子力発電所だって先ほど答弁したとおりであります。

そういう不安を抱えている中でお話を申し上げているわけですから、それは決して田布施町だけが、ということではないというふうに思っております。山口県を含め、特に一番近い伊方については国永議員が心配されるとおりであろうと思います。風向きによって福島原発のスポット的に放射能の多い地域があったということも新聞報道もちゃんとされておりますから、田布施町におきましても同じことはこれからしっかりとチェック、研究していく必要もあろうし、正直言いまして田布施町全域がやはり風向きによってはやはり事故が起きれば放射能汚染される確率の場所にあるという認識を持っておりますから十分注意していかなきゃいけない、というふうに思っております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 前回の御答弁のメモをちょっと取っているんですけれども、町長は 緊急的に情報収集を協議する方向に至っていないと、こういうふうにたしか答弁されたと思っており ます。それでこの前に町長、そういうふうにお答えになりましたよということを申し上げたんです。

伊方原発に対しても田布施町の対応もという町長の気持ちはわかりました。今、伊方原発の運転差し止めを求める訴訟が8日に松山地裁に起こされたというんですね。その中で以前にもこれ申し上げたと思うんですけど、世界最大級の活断層、中央構造線が近くにある。伊方原発の炉は30年を超えており老朽化していると、こういうこともありますので、今後ぜひ、伊方原発に対しての対応というのは考えてください。それで1問目は終わります。

ごみについてお尋ねいたします。

2年前の12月議会におきましてごみの資源化をお尋ねしました。特に新たな廃棄物処理基本計画 策定の機会でもあり、計画の中での廃プラスチック類資源化の位置づけと取り組みについて申し上げ ました。

町長のお答えは、廃プラスチック類の資源化を具体化するため、いろいろ検討したいということで した。そして、熊南総合事務組合と協議してまいりたい。十分検討した上でお答えさせていただきた いとも答弁しておられます。

ごみの資源化について、その後どのように検討されましたでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** 2点目についてお答えいたします。

平成21年12月議会において国永議員さんの御質問に対し、廃プラスチック類の資源化を具体化するために、現在の収集形態、今後の施設整備計画や収集に要する費用等を勘案し、広域的に取り組むことによって効果や方法論などについても検討するとともに、熊南総合事務組合とも協議したいと、答弁しておりますが、今回、その後の対応についてのお尋ねでありますが、御承知のとおりごみの資源化については、月1回の定期収集等により熊南総合事務組合の資源活用センターにおいて、瓶、缶、金属類、古紙、古着、ペットボトルのリサイクルごみを処理しております。

また、お尋ねの廃プラスチック類は可燃物として周東環境衛生組合にて焼却処理をしておりますが、新たに容器包装プラスチック類の分別収集の実施に際しては、収集運搬コストの増加、また、新たな選別、圧縮梱包設備、ストックヤード等の中間処理施設が必要となるため、実施には施設設備の見直しや場所、経費等を考慮しながら慎重に行わなければなりません。

いずれにいたしましても広域的な取り組みが必要なものであり、今後、熊南総合事務組合の構成市町と十分協議していく必要があります。現在、こうした具体的な協議は行っておりませんが、今後のリサイクルの促進においては必要なことと考えております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) どのようにお尋ねしたらいいか、私ちょっと考えておりませんで。 2年前のお答えと余り進歩がないように思うんです。協議をするとおっしゃったんですよ。協議をするとおっしゃった。十分に検討した上でと、このようにもおっしゃった。2年間、一体どのような協

議を何回されて、その細かいことまでお聞きしたいですね、こうなりますと。具体的にはどういうふうになさる。

ですから、私は今申し上げたのは――私がこの前申し上げたのもそうですけど、すぐに今日もお尋ねして、明日からできるというものではない。いろんな準備も要るし、ということで、方向性がもう見えただろうというところで、今回お尋ねしたんです。2年間一体何をしてらっしゃったんでしょうか。

それに廃棄物処理の基本計画、これもまだできていないというふうに聞きましたが、一体どうなっておりますか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) 一般廃棄物処理基本計画については、平成8年に作りまして20年度で一応終わっております。その後、作成するということで取り組んでおりますが、平生町さんもそのまま、まだ作っておりません。諸事情がいろいろありまして。それで、お互いに整合性をとるために、一応24年度には作成していくということで、両町との話し合いになっております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 御質問いただいた件の1点で、特にいっそやっちゃおらんじゃないかという 御指摘であります。言われても差し支えない部分もあるんですが、事実そうでありますからやむを得 ないということは確かに私のほうは認めます。

ただ、熊南の総合事務組合、これは御承知のように田布施と平生が同時にやっている事務組合でありますから、そことの協議であります。平生ともしっかり協議をする。町同士の協議はもちろんですが、熊南事務組合の中でしっかりその中身を十分検討していかなきゃいけない部分もあるし、あそこの施設は国永議員さんも委員になってらっしゃるので御存知だろうと思いますが、あそこの中においていろんな施設をつくることは非常に難しい部分があるというふうに思っておりますし。その辺を踏まえてこれからも引き続いてその協議はやっていくつもりでありますので、熊南議会におきましてもしっかり御検討いただいて進めていただければ助かります。御意見をしっかり受けとめていきたいと思います。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) ごみを燃やすほうが楽なんです。出すほうも楽なんです。なんでもかんでも緑色の袋に入れて出せば本当に楽なんですよ。たいがいのものは取っていただいて。そして、出すほうも楽ですけど、それを集める側、これも楽なんですよ、燃やしてしまえば。

だけど、今、環境問題からすると流れに逆らって——全然検討していないというところもなんですが、私資源化をやる気がないのか、いろいろおっしゃっていても実際にはお金もかかるし、人手もかかるし、やる気がないのかなあと今お聞きしていたんですよ。もし、本当にやる気があるんだったら、その資源化のほうに向けておやりになるんだったら、何らかのお答えがここであってもいいんではないかと思うんです。

熊南と協議をするだのなんだの、私、この2年前には熊南に出ておりませんでしたからね、その後はわかりませんけど、熊南議会もこの間1回しか行っておりませんのでわかりませんけれども。全く資源化をやるという方向性が見えてこないんです。

もうやるというのが目的にありまして、そこに向かって行っているんだということならいいんですけど、全く見えてこない。本当に2年間何もおやりにならなかったんだろうか。2年間の間に何の方向性も見えないというのは職員が仕事しないのか。職員の数が足りないのか、あるいは町長の指導が悪いのか、どうなんでしょう。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- **〇町民福祉課長(田縁 和明君)** 今、廃プラスチックの関係については、基本的に今、柳井の周東環境のほうで焼却しております。これについては一応、柳井市、田布施、平生等について一応あそこで

燃やすことについては、ダイオキシンの問題も当然ございますが、ダイオキシンの抑制の装置もつけて一応燃やすことにしております。その方向で今行っております。

しかしながら、容器包装リサイクル法、これに基づけば今、この廃プラスチックもその中に入っております。入っておりますが、缶、瓶、先ほど町長が申しましたように缶とか、瓶とか、そういうものについては今、容器包装リサイクル法に基づいた形で既に取り組んでおりますが、この廃プラスチックについては大方の市町は埋め立て処理をしているような状況なんです。しかしながら、埋め立てをするとやはり最終処分場が満杯になることはすぐですから、それじゃなかなか大変だから、この周辺は燃やしております。

そして、今、リサイクルすることが一番望ましいんですが、当然リサイクルする上においては、一 応議員さんもこの前エコパーク、あちらのほうに行かれたと思います。それはすべてのリサイクル法 に基づいた缶、瓶とか、古着とか、あるいはこの廃プラを処理すれば22億円ぐらいですか、そうい うような施設整備がかかってくるということでございます。そういうことに基づくと、その辺のストックヤードも要るし、そういう経費もかかるということで、今は焼却ができる状態だから、今はそのようにしておりますが、その辺を収集――本来のリサイクルに持っていくとすれば、いろんな制約があるので、それはすぐお金もかかることだから、その辺もそれぞれが広域に考えて取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えて、今、こういう形で――検討してないわけじゃないんですが、そういう形でまだ滞っておるということで御理解願いたいと思います。

〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

○議員(6番 国永美惠子議員) ほかの町もやっているんだからできないことはない、やる気になればできないことはないというふうに──私は課長と一緒に見に行きました。お隣の町の資源ごみ、廃プラなどを見に行きました。だから、できないことはない。経費の問題だと思いますが、経費の問題にしても一体幾らかかるのかとか、そういう細かいところまで出してくだされば、私もああ、なるほど、こういうこともあって何の話も進んでないなということは理解できます。ただ、先ほど来の答弁では、どうも2年間何もやっておられなかったんじゃないかというふうに受けとめました。

時間もありませんので3番目の町営住宅についてお尋ねさせていただきます。

公営住宅ストック総合活用計画によりますと、新耐震基準に基づいて建設された昭和56年以降の住宅については耐震性があるものとする。それ以前のものは公共住宅建設事業者等連絡協議会の公共住宅耐震診断改修マニュアルに沿って簡易耐震診断の判定を行い、判断するものとされております。

町営住宅の中には建てかえ、用途廃止方向と言われているものもあります。そこにも入居者があります。入居者があれば町の責任で安全対策は必要と考えます。学校など公共施設の耐震化は進められております。さまざまな事情を抱える町営住宅で耐震化についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

〇町長(長信 正治君) それでは、3点目の町営住宅についての件をお答え申し上げます。

現在、町営住宅は12団地あり、昭和56年6月以降の新耐震基準で建設された建物は麻郷団地、 波野団地、麻里布団地の3団地となります。残る9団地については昭和56年5月以前の旧耐震基準 により建設されているため、平成18年度において竹重住宅を除く8団地については、公営住宅耐震 診断改修マニュアルに沿って簡易耐震診断を実施しております。

この診断では、現地調査と図面等により耐震診断したものですが、建物構造が壁式構造で建築されているなどにより、耐震基準を満たしていると判断しております。

なお、老朽化している竹重住宅については耐震性以前の問題として認識しており、平成16年度から居住者6世帯に対して住みかえなどの移転要請を行い、現在1世帯を残して移転が完了しております。以上です。

〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

- ○議員(6番 国永美惠子議員) そうすると、建てかえとか用途廃止、こういうところでの耐震はも うこれ以上取り組む必要がない、大丈夫ということでございますか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** そういうふうにはっきりともう関係ないという状況ではありません。状況はこれからも住宅についてはチェックしてまいらなきゃいけないし、年数はこれからどんどんたっていくわけですから、その辺はちゃんと安心であるように住宅全体の耐震についてはチェックはしていく必要があると思います。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 町営住宅は公営住宅法第1条目的ですけれども、やっぱりここに沿う必要があります。公営住宅法第1条がどこから来ているかというのは、そもそも憲法25条、ここから来ている生存権、ここから来ているわけですから、そこのところもよくお考えいただいて、その公営住宅法の第1条がどういうことが書いてあるかと言いますと、健康で文化的なとか、そういうふうに書いてあるんです。やっぱりそこに沿う町営住宅であってほしいと思いますので、その辺の配慮もいただきたいということでこの住宅の質問を終わらせていただきます。

奨学資金貸付条例、奨学基金について教育長にお尋ねいたします。

平成22年度末で奨学資金受給者が0人になりました。本町にせっかくいい制度があるにもかかわらず利用者がなければ制度がないのと同じです。町民が現状で必要としないのなら、今、受給者ゼロでもかまいませんが、本当に必要とする人のために門戸は広く開けておくべきだと考えます。奨学資金制度を知らなかったり、金額的なものも含めて条件があわないのであれば、住民からどのような対応が求められているのか、早急に検討の必要があります。

9月決算審査の折にお尋ねし、町民への周知が図られるように申し上げました。この条例の目的を 果たすと同時に、町民要求に的確にこたえる制度であるべきと考えます。新年度へ向けてどのように 対応されますでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) お答えをいたします。

奨学基金貸付条例奨学基金について新年度に向けて条例改正や周知の対応は、との御質問でございますが、御承知のようにこの条例は向学心に富む優秀な学生、生徒のうち経済的な理由により修学困難な者に対して奨学資金貸し付け、修学の援助を図るとともに、田布施町における有為な人材の確保と若者定住の促進を図ることを目的として高等学校、またはこれは同程度の学校等に在籍する者に月1万円、大学またはこれと同程度の学校に在籍するものに対しては月額2万4,000円の貸し付けを現在行っております。

議員御指摘のとおり、新規の貸付者は18年度2名、19年度1人、20年度0、21年度1名、22年、23年度0人という状況でございます。

利用が少ない理由といたしましては、田布施町では貸付金額が月額1万円、または2万4,000円ですが、1例を申し上げますれば、無利子貸し付けの場合、財団法人山口県ひとづくり財団の大学私立で5万2,000円、独立行政法人日本学生支援機構の大学私立自宅外におきましては月額6万4,000円等と金額に隔たりがあることや、重複して貸し付けができないということが大きな原因ではないかというふうに思われます。

田布施町のような市町独自の奨学金制度のある市町は7市2町で、隣接の柳井市では高校大学など3万円、平生町では高校1万2,000円、大学4万円という状況でございます。

利用状況は平成22年度新規貸付者につきましては、柳井市、平生町とも2名だというふうに聞いております。

新年度に向けて条例改正は、という御質問ですが、状況を見ながら近隣市町の動向も含めて検討することとして、今年度末での改正は考えてはおりません。

また、周知の対応についてですが、毎年3月の広報等において紹介はしておりますが、今後、広報等でのPRの回数を増やしたり、学校に掲示してもらうなどの検討をしてまいりたいというように考えております。以上で終わります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 20年度がもうゼロとなっております。先ほど教育長もおっしゃった。私も決算書から拾いだしまして22年度までの、これはこの前ですけど、答弁で今年度末までは考えていないとおっしゃいました。だけど、もう20年度ゼロになっているんだから、この時点で周辺の調査をするとか、動向はどうかとか、そういうものをこの時点でおやりになるべきじゃなかったかと思うんです。

で、今年度末まで考えていないということになると、新年度、そうすると4月から学校が始まりますけれども、それになかなか間に合わない。もし、条例改正を考えていただくんだったら、もうこの12月議会に出して、年が明けたら、こういうふうに――例えば金額が変わりましたよというのが出せる状況、私はこういう状況であってほしかったなと思うんです。そのためにも9月の決算時にお尋ねしたと思うんですけれども。

そのときにも学校のほうに掲示するとおっしゃったけれども、子供だけじゃなくて親にも見てほしいんです。保護者。そうすると――この前ちょっと言ったかと思うんですけれども、こういう制度があるというのをもっと知らせるのには、その親に出すものの中に一つ、1枚、こういう情報を入れていただけると私はいいかなと思うんです。それが無理なのかどうかわかりませんが、町立の中学校ですから町のほうがこういうものを入れたとしてもそれは差し支えないんじゃないかと思うんです。そこのところが、なぜ、そういう対応が早くできなかったのか。

教育長は教育長になられて何年になるんですか。20年度はいらっしゃらなかったんですかね。私はその辺がよくわからない。何で今時期に、今になってもなぜ、まだ条例改正を考えてないとおっしゃる。何で20年度にお考えにならなかったんだろうかということなんです。

これは基金があるわけですから、町の予算組まなくてもいいわけでしょ。 4,000万円、5,000万円、貸付金が返ってくれば、5,000万円幾らになりましたか、そのくらい、5,500万円でしたか、そのくらいにはなるんじゃないかと思うんです。これから新規がないんでしたら、もう返ってくるばっかり。そういうことになります。だから、予算を取らなきゃいけないものでしたら、それは予算の関係もあるというのもあるかもしれませんが、せっかくここにこれだけい い基金があるのに20年度ゼロになった。何でここにお考えにならなかったんだろうかという、ちょっと不思議な気がするのです。

その辺少しお尋ねしたいなと。思いがあればお答えいただきたいと思いますが。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 議員さんがおっしゃることはごもっともでございます。現状、私も全部掌握してはございませんが、例えば1万円を計上されているのが、いわゆる県教委にあります人づくり財団でございますが、これが23年3月31日までの利用者が390人と、私が知っているのもありますし、私のところの子供もこれを利用させていただきましたが、あとはいわゆる一番有名な日本学生支援機構ですか、こういったものが相当な金額が貸し付けいただけるということがあります。

また、いわゆるそれ以外にも各中学校等においてはかなりの種類の奨学金制度の紹介をしております。いろいろ家庭の御都合が悪いとかそういったことで、交通事故でお亡くなりになったとか、御存知と思いますが議員さんも。そういったものに加えていろんな奨学金がありますが、そういうものは皆学校が通して保護者や子供たちに伝えております。田布施町においてはそういった面についても、それ以外の奨学金についても余り利用は実際はございません。主にこの人づくり財団と日本学生支援機構の利用が多いんじゃないかというふうに考えております。

一番は金額と思いますし、申し上げましたが、重複して貸し付けができないと、一番、今各家庭、

そういった利用している方で主なのは重複して借りている。ただ、最近は問題は借りた後返すのが大変だ。毎月6万円、7万円借りますと、いわゆる借りて終わって卒業して返すとなると相当な長い年月、自分の働いたお金、しかも就職が確実に約束されている状況でなくなっているので、ややこの辺は――この間ちょっとある保護者に聞いてみますと変わってきておって、やはり田布施のような少ない金額も借りながらちょっと学費のあれにして、返すときに楽にしたいというようなこともありますので。

そういったことを含めて、こういったせっかくこういう御質問をいただきましたので、再度学校等にも御協力いただいて、保護者の状況等も把握しながら金額はどういう状況あるいは重複がどういうことがお望みなのか、そういうことをまた考えてやっていただき、余り私がこんなことを言って申しわけありませんが、保護者がそんなにたくさんの方が奨学基金を借りたいので切迫しておる、どうにかしてほしいというような状況にないというのは確かじゃないかと思います。数種類のそれ以外にも奨学金もお話しておりますが、校長にちょっとこの間も尋ねますと余り御利用はない。今、ここに御紹介しました二つの奨学金についてはかなり御利用があります。これは金額も大きいし、重複して借りられるというようなことがあるので要望が多いんじゃないかと思いますが、田布施町についてもゼロというのは確かにこれはあってないようなものでございますので、少し力を入れてまた、検討してまいりたいと思います。また、御指導のほうよろしくお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 本当に借りる必要がないんだったら、私は本当にさっき申し上げましたけどゼロでもこれは仕方がないと思うんです。いろいろ申し上げたその中にこうしてほしいああして欲しいとありましたけれども、さっき。

教育長も周辺の自治体の調査もしていらっしゃる。私も少し調べてみましたが、金額も確かに田布施町よりは多いです。それで、面白いというかちょっと変わっているなと思ったのは定額金にプラス1万円を上乗せして、その1万円には利息をつける、条件によっては利息を取りますよと、こういうようなものもある。それから、光市ですか、もう人数を決めているからそれ以上の申し込みがある場合には審査会で審査をして人数を絞り込む。ですから、本当に田布施町だけがそういう必要がないのかなという気が随分いたしておりました。

ですから、今おっしゃったようにちゃんとその辺の調査もされて、どういうふうな皆さんが希望を 持ってらっしゃるのか、しっかり調べて、できることならこれをしっかり活用していただきたい。制 度は使わなければなくなります。本当にそこで必要だなと、私はこういう制度が使いたいと思われた 方が出たときに、その制度がもうなくなっていると、こういうことではいけません。

それで、この基金は住民の方からの寄附もあったんじゃないかと思いますけど、そのあたりもわかりますでしょうか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 田中課長。
- **〇学校教育課長(田中 章君)** 実は詳細は承知しておりません。

収入役室において基金管理していただいております。その部分で幾らか――最初は確かにいろんな 寄附で始まったというようなのは聞いております。だれが幾らとかいうのは、現、今の教育委員会で は承知しておりません。収入役で出るかなというところです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) そういう寄附というようなことがあったんだったら、そういうことをされた皆さんの意思、意向、こういうものもしっかり大事にしていかなきゃいけませんし、その点も考慮くださればと思っております。

修学援助なんかは基準を変えまして、どういいますか、ハードルを高くして受けたい人が受けられない。さっさと教育長おやりになった。私、これも本当に憤慨しているんですけど。それは町の予算を伴うものですから、さっさと切り捨てられるという状況だったと思うんです。受けたい人がかなり

あったにもかかわらず受けられなくなった人が出てきた。

その反面、こういう奨学資金、基金があるにもかかわらずゼロになったときから対応ができていない。この辺も非常にどうなのかと、教育長の姿勢どうなのかなというふうに疑問に思うところでございます。しっかりと全般的なことをお考えいただきたいと思っておりますので、そのほうもお考えいただきまして、奨学基金、皆さんが十分に活用できる、よかったなと、本当にこの基金があったから子供が学校に行けたというふうにしていただきたいと思っております。

もう一点お尋ねしたいのは、今、年をとってというのも変ですけれども、年をとった、退職をした 方などがもう一度勉強しようか、学校に行こうか、こういう方はこの奨学金の対象にならないんです か。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- **〇教育長(尾崎 龍彦君)** 先ほど申し上げましたように高校とか大学へ例えば合格して入られるということになれば、これはもう証明書もありますし、十分可能ではないかというように思います。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 60を過ぎてても大丈夫ですか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) はい、十分可能だと思います。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) よくわかりました。平均寿命も延びておりますし、まだまだ、60から学校へ行っても十分将来に間に合うかと思いますし、返すのもこれも十分いけるかなと思いますので、よくわかりました。また、そういう聞かれたときにそういうふうにお返事をしておきます。じゃ、これで終わります。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 以上で、国永美惠子議員の一般質問を終わります。

.....

- 〇議長(谷村 善彦議員) 次に、岡﨑南海子議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 2番目、岡崎南海子、質問させていただきます。1問1答でお願いします。

1番、これは町長に答弁をお願いします。町の財政と原発。私、昔から主体性、主体性と言っていますので、もう耳にたこができたかもしれませんけど、今日もまた主体性の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

3月議会で原発事故の補償の質問をしたとき、原発は国の施策に従っているのみと答弁あった。ほかの議員さんの質問に対しても同じような答弁の仕方をされていると思います。

一方、9月末に上関町長選挙があり、テレビ報道で柏原現職町長当選の万歳をしているテレビ映像が――長信町長の姿がテレビで見られた。これは麻郷の地域懇談会で問題視されたと聞いています。 国の施策に従っているという言葉に――例えばですけど、この一つの例だけで上げてはいけませんけど、例えばこの姿は国の施策に従っているのみという日ごろの言葉に反すると思いました。いかがですか。何か主体性が混乱しているかしらと思いました。

そして、これからは地方自治体の主体性が大変重要になると思うというより、自治体に主体性がとても要求される時代だと思います。例えば補償の有無を国や県に問い合わせなかった理由として、町と国や県は別という答弁があったんですけど、これは自治体の主体性の発露の言葉かなあと善意に解釈したりしたんですけど。

つまり私がお聞きしたいのは、いろいろ大変な問題がこのようにあります中で、町の主体性というものはどのようなものと考えておられるか、それは国からの予算のお金の縛りもあるでしょうけど、一応地方自治体というのは地方自治法の本旨に基づいて独立した意思を持つということになっていますので、主体性をどう考えておられるかをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** それでは岡﨑議員さんの御質問にお答え申し上げます。

9月の上関町長選で私がテレビに映って、町長と一緒の場で万歳をしていたということは、どういいますか、これが実際に国の施策に従っているのみの言葉に反するという御質問でありますが、人の道としてちゃんとやったことで、それは主体性というよりも私自身のことであります。柏原町長と私の町長選にちゃんとお見えになって、やはり最後に一緒に万歳をさせていただいたこともあるし、私も柏原町長に対して礼儀をただして、やはり義としてそのことを人として行ったわけでありますから、原発にそういうふうに関連して、そのほうを見るほうが私自身はちょっと変な感じを受けるわけで、私自身のこととして義を尽くして上関町長にお祝いに伺ったということであります。

そして、2点目の主体性をどういうふうに、町の主体性を、ということでありますが、先ほど議員も言われたようにやはり地方自治法の本旨に基づき、基本法としての中身において地方自治自体がやはり自主性を持ち、主体性を持って進めていくというのが基本であろうと思います。

ただ、今、特に国のほうの言っている地域主権あるいはそういったものが今後どういうふうに進んでいくかということによって、なお一層自治体の主体性、これは要するに影響を受けない自治体として行うということでありますから、その辺はしっかりとこれからも主体性を持っていくことは事実だろうと思います。

ただ、国、県という自治体があるから同じようなことであります。それと同じように協議しながら 進めていく、これも必要なことだというふうに思います。単に影響を受けない主体性という意味にお いては自治体としての決めたことはちゃんと主体性を持っていく。ただし、協議はしっかりしていか なきゃいけない、これは主体性とは違ってしっかりと協議していくということに変わりないというふ うに思っております。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) すみません、それでは今の答弁について二つ、再質問をしたいと 思います。

まず、終わりに言われた地方自治体としての主体性は十分に理解している。実際の行政行為については国や県と協議を進めながら主体性を発揮していく、という答弁だったと思いますが、まず、これを確認したいです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** はい、今御答弁申し上げたとおりでありますから、自治体としての自主性、 主体性はしっかりと持っていきます。

ただし、国、県あるいは自治体との関係等の協議は持ってしっかりと主体性を持っていくということでありますから、そのとおりです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) それでは、その言葉が私の理解が正しかったということですので、 ちょっとお聞きしたいと思います。

一般的に地方自治行政について研究している学者の間では、日本で地方自治体の主体性のない理由 は国からの経済的な縛りがあるからだ、やむを得ないという見解があります。今の町長の言葉は全く 模範答弁ですが、現実生活の中でお金に縛られていると、例えば原発はああいう大事故があった後で も国策に従っております。国の様子を見ています、県の動きを見ています、という言葉になってしま うのは、やはりお金の面での縛りが国からあって本当の地方自治が行えないからかなと想像するわけ です。

それで、もう一度お聞きします。現実にはとても国からの縛りがたくさん、県からの縛りもあると 思いますが、そういう現実問題と今の建前上のお言葉をどのように兼ね合いをされるでしょうか、お 聞きします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** 説明の中で申し上げたとおりであります。国あるいは県、いろんな国に対しては交付金等をいただくし、あるいは県に対しても補助金等をいただきながら協議をして進めていく。 それはやはり町の行政を進めていく上に必要な財源であるとともに必要なお金である。それはしっかり協議した上で進めていく。

ただ、自治体としてはそこにしっかりした自治体の主体性は持っているし、自主性を持って協議をしているわけですから、決して国、県の縛りに縛られてやれない、あるいはやってはいけないということがあるかもしれませんが、それは協議の上の中で進めていくことでありますから、そういうことでありますから御理解いただきたいというふうに思います。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) そういうお金の縛りはありながらも協議を進めていく中で主体性を発揮したいというお言葉と理解していいでしょうか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- 〇町長(長信 正治君) はい。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) それでは、また原発に戻りますが、原発に関する質問に対しては何か一方通行、国の施策に無条件に従っている。盲目的に従っているというような感じがあります。言葉として口に上げることもできますけど、例えば事故が起こったときの――まだこれは3・11以前の議会ですけど、議会は事故が起こったときの補償についてはどうですかといったときにも、国にも問い合わせはしていません。補償のことも考えていませんという答弁がありました。

私は協議をしているのなら、何か問い合わせしていないとか、補償のことは知りませんなんて挙句の果てに原子力損害賠償金の問題については、何と議会答弁の最中に隣に座っておられた副町長が何か冊子を持ち出して、ほらこんなのがあるよと町長に教えてあげられたような、そういう一幕もありました。その時点から急に町長さんは、私たちにするとありがたかったんですけど、補償の問題について自分も勉強してみますという答弁に変わってこられましたので、私はありがとうございます。以後、よろしくお願いします。うれしいですというお返事もしたように思います。

主体性を発揮するために国や県と十分協議して、まあ、そこら辺の不整合がないようにしたいと、問題が起きないようにしたいという、すごく模範答弁だったけど、こと原発に関しては何か問い合わせさえしていなかったのには私は仰天したわけです。実を言うと。私が、ただの市民が電話で尋ねることを市民にも答えてくれたようなことを町長が質問さえしてないということに驚いたんですね。つまり協議をしていないんじゃないかと私は思いますので、そういうところから、はて田布施町は主体性を持つ意思はないのかしらと疑問がわいたので、今回、このように主体性を問う質問になったわけです。

すみません。ここにおられる議員の方とか参与の方は皆、あのときの議会のありさまをありありと 見ておられると思いますので。だから、今隣にすばらしいサポーターがおられてよかったですねとい うようなことも発言したから議事録にも残っていますし、今言ったことは全部真実と思います。どう も町長の最初の発言と今の状況証拠とは何か矛盾するように思います。どうでしょうか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** こちらに今私も当時の議会議事録をちゃんと目を通させていただいております。岡﨑議員の質問に対してお答えしたことは今も変わることはないです。

決して主体性ということと、当時の3月議会での質問と矛盾しているとは思っておりません。自分なりに一生懸命町民のためにやっているつもりでありますから、お答えはそのように御理解いただきたいと思います。

〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

○議員(11番 岡崎南海子議員) よくわかります。町長、多分そうだと私も思っています。町長は 一生懸命やっていらっしゃるつもりだと思います。でも、客観的に見たときに不足しているから議員 からこういう発言が出るわけですね。

あのとき原子力賠償法のことを損害賠償法のことを知らなかったということだけ仰天ですよ、私たちにとっては。しかも議場で隣に座っているブレーンの人から教えてもらって初めて知るなんて、物すごいドラマチックな一場面でしたよね。

だから、もちろん私は町長は一生懸命だろうなとは思っています。だけど、理解してほしいのは、 ここで議員の人たちや町民の人たちが言うのはそれでも不足が、足らないところがあるからいろんな 質問を出すわけです。そういう観点をぜひ持ってほしいなと思います。

ちょっとすみません。もしよかったら町長、御答弁をお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) ちょっと質問の要件がよく理解できないんですが、しっかりと町政のために努力しているということには変わりないと、それは認めると。だけど、私はすべてのことを知っているわけじゃありません。ここにおる参与あるいは副町長を含めていろんな方と協議をしながら教えてもらうものはしっかり教わるし、私自身にわかることはしっかり私でお答えもできるし、そういう状況で議会に対応しております。

私を批判されるのは、幾ら批判されても結構です。私なりに一生懸命努力しているということさえ 御理解していただければそれでよろしゅうございます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) すみません。くどくなって申しわけありませんけど、町長が一生 懸命というのは確かに理解しております。

そして、だからそれは御理解ください。ですが、私のほうから御理解お願いしたいことがあります。 町民はそれでも不足を感じているということを御理解ください。どうぞよろしくお願いします。

すみません。2番目の再質問に移っていいでしょうか。では、今のは国や県と協議を進めて主体性を発揮するという件についての疑いの質問でしたが、2番目は上関町長選挙の開票の日に町長が万歳をしていたということについて、町長はそれは別に国の施策に従うという意思、言葉に反していない。個人的なおつきあいの中で柏原町長との個人的なおつきあいの中でお礼に行っただけですという回答でした。

私はこの万歳を見て、言葉ははっきり言わせていただかないとわからないこともあるので、この際ストレートな言葉を使わせていただきますが、原発に対する答弁、町民への言葉に嘘があったんじゃないかと思いました。そういうふうにただ、直感的に感じたのは私だけではないなあと思ったのは、麻郷の地区懇談会で問題視されたと聞いたからです。同じように疑問視した直感的に町長が嘘を言っているんじゃないかと思った町民がほかにもいるんだなと思ったからここで取り上げたわけです。

これは一つの例であって、同じような疑いを持つ状況証拠というか、そういうものが二、三ありますので、これは私なりの判断ですけれども、まず、私がこう思ったかということを例を聞いてください

例えば、去年12月議会、町長選挙があって当選をされましたときに、私は議会質問で中電が長信支援をしたのではないですかという議会質問をしました。それに対し、町長は否定をされました。とても短い言葉でしたので議会便りの121文字に埋まらなかったです。それにはやはり私なりの裏付け証拠があってもちろん質問したわけです。

それから二つ目は同じことの繰り返しになりますけど、国策に忠実に従っているという言葉に反することを感じたのは、やはり原子力損害賠償法を知らなかった、賠償ということも考えてないという何か別世界に住んでいるような答弁の仕方です。もし、例えば忠実に従っているなら、国に忠実に従っているなら国策を研究すると思ったんです。盲目的には従わないものですね。従う気がなければそ

れは勉強もしないでしょうけど、忠実に従うなら国策を深く、深く勉強するはずだと思ったんです。 ところが、勉強しないということを何か売り文句に、何かそれをすごく――はっきりと言ったら悪い ですけど、恥も外聞もなくすごく正当な理由のようにお話をなさるところを見て。

- **〇議長(谷村 善彦議員)** 岡﨑議員、質問をはっきりしてください。簡潔にお願いします。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) それももう一つの理由です。

三つ目は済みません。ちょっとほかの方の議事録を引用して申しわけありませんが、6月議会で藤山議員が原発のことを質問されたときに、町長は次のような答弁をされています。これも何か町長って原発推進派なんじゃないかなと思わせる言葉でした。

そこの一文を読んでみます。今までと同じ考えに基づいて十分認識をしっかり見極めた上で判断しなきゃいけないという気持ちでありますから、先ほど来から答弁しているわけであります。最終的にはやはり県の判定、そして国の最終の判断が出た段階においては何ぼ上関町がやる、やると言われてもできないだろうし、県がやる、やると言うてもできないだろうと思います。その次です。下手をしたら国が原子力発電所を推進しますよということすらできない事態が国際的に起こるかもしれないという判断がある程度、今の段階ではここまでしか申し上げられません。

もっともな言葉ですが、私はここの下手をしたらという言葉で、何か下手をしたら原発が来んようになるというふうにつなげたところが、原発が来ることを期待していたという発想につながるかなと思ったわけです。

そして、これはすべて済みません、私の感覚ですので、それと思って聞いていただいたらいいです。 こういう質問をした理由について説明しているわけですから。

- ○議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員、質問をしてください。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) では、四つ目。実はこの3階の議場のちょっと向こうに会議室があります。そこに昔から上関町町づくり連絡協議会のカレンダーがずっと昔から張ってあります。今日も張ってあります。多分張ってあると思います。上関町町づくり連絡協議会というのは上関町に行かれたらわかりますけど、原発推進をしてよい町をつくりましょうという大きい看板が海沿いに立っているところです。その団体です。

これは町に問い合わせた、上関町に問い合わせたところ、町は肝入りしていません。民間団体ですと言われました。だから、そういうことをあれこれ、あれこれ考えると、テレビでの当選万歳は個人的な友情、プラスアルファ、やっぱり原発は来てほしかったなあ、事故がなければ来れたのになあという気持ちのあらわれかなと思ったわけです。これは私の質問の理由です。

そういうことから、どうも麻郷の地区懇談会でちょっと問題視されたのも理由があることかなと思い、私も同じ感じを持ったのも理由のあることかなと思い質問しました。もしよかったら答弁をお願いします。

- ○議長(谷村 善彦議員) どういう答弁がほしいんですか。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) いえ、万歳をなさったことが全く原発への意思とは関係ないと言われたので、それを破る証拠を私四つほど上げたつもりなので、それをどうとらえられるかということを教えてほしいです。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- 〇町長(長信 正治君) 最初に御答弁申し上げたとおりであります。人としての義として、道として、 儀礼としてちゃんと上関町長さんに話したわけでありますから。原発にかかわる云々ではございません。

それで1点だけちょっと気になるので、私のほうから議員さんに質問はできないんですが、上関町づくり推進の看板が町内にあるというのはどこにあるのか、教えてください。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 早口で言ったので誤解が生じたと思います。

看板は平生町から上関町に行く海沿いに、上関温泉というのが右手にありますね、半島に突き出た。あそこから1キロぐらい行ったところにちょっと平地がありまして、その左手に大きな物すごく大きな看板がもう昔から立っていますね。上関町町づくり連絡協議会と書いた看板で、活力ある上関町づくりを原電でしましょうという立て看板。大きなのがあります。もうあれはひとつの名所として昔から私どももながめてきていたものなんです。だから、上関町町づくり連絡協議会というものがあるということの役場のちょっとこっちの福祉会館、長島福祉会館の後ろのほうにできていることも私はよく知っていますというのはそこに友達が勤めているからよく知っているわけなんですけど。

原発推進の団体であるということは認識していました。ところがそこが発行しているカレンダーが 昔からこの第1会議室でしょうか、第2会議室でしょうか、あそこにずっと昔から掲示してあります。 あそこで私どもの会議があるときに、ここにあるわいなと思っていつも見ていました。今日も多分あ ると思います。そういうのを見るとああ、やっぱり麻郷の地区懇で追求されたことも理由のないこと ではないなというふうに考えたわけです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 今、御質問の中でカレンダーというのが町の第2会議室ですか、何かあるんですか。(「今、行ってみられたらどうですか」と呼ぶ者あり)

ああそうですか。別にそのカレンダーがあったから別にうちがどうこうということはないんですが、 私自身がカレンダーがあること自体、推進協議会のカレンダーですか。

- 〇議員(11番 岡崎南海子議員) 上関町町づくり連絡協議会。
- ○町長(長信 正治君) 連絡協議会の、ああ、そうですか。ちょっと確認しておりませんのでね。ようお答え申し上げられないんですが。別に支障がどうこうということはないと思います。知っている人は皆さんいらっしゃればなんですが、私自身がちょっとそのことを知りません。申しわけございません。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 御存知ないんでしたら、あと休み時間に見に行かれたらいいんじゃないかと思います。

では、私の疑問は以上なので2番目に移っていいでしょうか。

2番目は開かれた学校ということについてです。

学校の事件が子供たちが殺されるとか、いろんな学校の不安要因が起こっている中、教育界もとても混乱していると思います。現場の先生方も大変苦労されてると思います。そういう中で、開かれた学校というのは今ひとつの日本中の目標になっているようですので、具体的に田布施町ではどのような取り組みをしているか、それを聞きたいという気持ちで質問させていただきます。

そして、教育は政治の一部ですので、開かれた政治との関連を教育長がどう考えるか、ということもお聞きしたいです。

一応、質問文を読ませていただきます。

開かれた学校について。以前、議会で田布施中学校の生徒の悲話をしたと思う。過去の物語を今に 学ぶ。家庭事情で家に居づらい女子生徒が自ら児童施設行きを希望した。けれど、田布施中学校の名 誉に傷がつくという理由で当時の校長が拒否した話である。教育はすべての源と思い話した。その女 生徒のその後の人生は御推察いただきたい。問題は校長の拒否に加えて、さらに困るのは、それを苦 情訴えしていくところを知らないことだと思う。

子供だから知らないのは当然かもしれないですけど、でも、被害というのは現実起こるわけですから、仕方ないでは済まないわけですね。だから、どのように救済措置というものが頼めるのか、どのように救済措置があるのか。そして、開かれた学校というのは救済措置につながるんじゃないかなという思いがあって、開かれた学校の質問をしました。

同じことを何度も質問しますけど、私も学校に何か言って行ったためにすごく仕返しをされたとい

う体験があるので、学校というところは閉じられたところだ、閉鎖社会なんだ。外部のものが文句を 言ったり、苦情を言ったりしたらいけないんだという体験をさせられたものですから、この開かれた 学校ということはとても神聖な言葉と思いまして、それは実践的にはどのようにされているのかとい うのをとても知りたく、質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- **〇教育長(尾﨑 龍彦君)** それではお答えをいたします。

まず、開かれた学校について、どういう実践を行っているかとのお尋ねでございますが、開かれた 学校づくりは学校運営に科せられた大きな課題でもあり、目標でもあります。

児童生徒は、家庭、地域、学校の機能が相まって育つものでありまして、本町の各学校におきましても、地域のさまざまな人たちとかかわりながら豊かな教育活動を実践していくために保護者や地域の人たちが広く参加したり、参画できるよう学校運営や教育活動の改善に取り組んでいるところです。 組織体制としましては、学校評議員や学校支援ボランティアあるいは各学校PTA、体育文化後援会、おやじの会、また地域等を含めた放課後こども教室等、たくさんの個人、団体との連携により開かれた学校づくりが進められております。

加えて、授業公開や授業参観、それから親子奉仕活動、運動会、文化祭、あるいは学習発表会等、 学校で特色の違いは多少ありますが、保護者や地域の皆様の参加、参画をいただきながら学校運営が 進められており、今や地域、保護者の方々との連携しながら、学校運営はできない状況になっており ます。

こうした実践活動に加えまして、学校評価制度の導入により、年3回程度の学校評価も行っております。学校評価には自己評価と外部評価とがありますが、開かれた学校づくりについて適切な実践活動が行われているかといった点につきましては、各学校とも学校評議員や保護者、地域の方々に学校経営全体について校長等が説明したり、学校だより等書面で情報公開するなどして示唆をいただきながら行うような制度を設けております。点検、評価結果につきましても、保護者への公開しているところです。

次に、開かれた学校と開かれた政治の関連についてどう考えるかというお尋ねですが、学校は地域や保護者から、政治は地域住民から信頼されることが大切であり、それに対して責任を果たすことが重要だと考えます。そのためには公開すべき情報は公開し、教育活動や政治活動に対してそれぞれが自己評価や外部評価を行い、評価結果については精査、改善なされることが重要であると思います。いわゆるPDCAサイクルに沿った教育活動や政治活動が推進されるように努めていくことが両方大切だというふうに考えております。以上で終わります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) ありがとうございます。内容、一、二、ちょっとよくわからないところを質問をさせていただきます。

開かれた学校について、早口でたくさん説明されたのが残念ですが、具体的にどんなことをしているか、もっと丁寧に各学校の各城南、麻里布、麻郷、東、西、たくさんありまして、独自の取り組みもあると思うんです。PDCAとかいうような団体をつくっている学校もあり、つくっていない学校もあり、その学校運営についての努力はいろんな方法が違うと思うんです。そういうのをもっと具体的に話してほしかったです。何しろ親は子供を自分の分身を預けているわけですから、預けている間は本当何も言えないわけだから知りたいですよね。

それと二つ目ですけれども、開かれた学校と開かれた政治についての御説明について、次の言葉がよく理解できません。自己評価によりそれを達成すると、自己評価という言葉があったんですが、自己評価というのは学校が自分を評価するという、教育者が自分を評価をするという意味ですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 自己評価、おっしゃるとおりです。これはもちろん自己評価と言いまして、

各学校でそれぞれの学校課題に対して校長あるいは教員がそれぞれの活動を評価します。それは一応、所定の――いわゆる様式がありまして、その様式はやはり県、田布施町教育委員会、そういった同じよう書面を全く一緒じゃありませんが、同じような様式でそういったものを点検して、それを全部教育委員会、県教委等へ上げていきます。それがいわゆる自己評価です。それが次に改善をされていく。 先ほど申し上げました PDCA というものを上げましたが、これは PLAN DO CHECK ACTIONという形で自己評価を行い、その評価達成を確認して達成したら、それをまた改善していくという形で、今、盛んに行われて企業等ではかつて行われておりましたが、自己評価についてはそういう形になります。

当然、自己評価と申しましても、それについては保護者も見ますし、我々教育行政のものも課長、教育長等が目を通して、県教委でやっぱりそれぞれの学校がどのように運営されているか、それぞれの始末がどういうふうな形で進められているか、というようなことをいわゆるチェックしていくもの。それがいわゆる自己評価です。勝手に思い思いに様式をつくってやるものではございません。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 大変ちょっと再質問させていただいてすみませんけど、この自己 評価というお言葉が出たのは、開かれた学校と開かれた政治の関係についてを尋ねたときに自己評価 という言葉が出たと思います。

ですから、今の御説明にも教育委員とか、県教委とか、保護者という言葉が出ても、行政とか、町とか、国とか、文部省とかいう言葉がないのは、私の質問、開かれた学校と開かれた政治の関連という、はっきりいえば教育は政治から縛られるものなので、その点どのように現場の教育界は戦っているかということを本当は知りたかったわけで、今の答弁には行政とか、国とか、教育基本法とか、そういう言葉は全くなくて、教育委員会向け、自分の身内の話、言葉しか出てこなかったので、ちょっとこれは答弁をいただいてないなと思いますので、もう一度お気持ちを聞かせてください。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 当然、自己評価というのはこれは上から縛られるものではありません。それぞれの学校が独自にやっていくもので、しかもそれは当然公開すべきものです。

ですから、文部省とか、県教委とか、そういう評価をしてくださいということは当然文部省の指導があります。やっぱり行政というのはお金もらっているとさっきありましたが、やはり法律で決まっておりますので、教育委員会については地方教育行政法というのがありまして、これについて教育委員会はこういうふうに各学校を指導しなさいということはあります。

だから、教育委員会は学校それぞれを指導していかなければならない。これは法律です。それに加えて、その町教育行政の中には、首長とも連携しながらやりなさいといって、やはり政治家です、首長さんは。そういう政治家等のいろんな助言を受けながら、各学校運営をしていくということが町教育行政の中、決まっています。

ただし、今、大阪でいろいろ問題になっておりますように、教育というのはいわゆる政教、離れて独立したものであるので独自性あるいは主体性を持ってそれに取り組んでいかなきゃいけないということで、助言やら御相談は政治サイドとさせていただいたり、御指導助言をいただきますけど、基本的には議員、先ほどからおっしゃいましたように主体性を持った、いわゆる教育行政をやりなさいということです。

これがいわゆる法でいう地方教育行政法、教育委員会がそういった主体性持って政治とも相談をしながらやっていきなさいということですから、今の申し上げました――ことを申し上げましたが、自己評価につきましてはあくまでもこれは各学校の独自性でやっていること。ただ、そうは言っても各学校が好き勝手にできませんので、ある程度一定の様式のもとにそれを行って自己評価がどのようになされたかということは、いわゆる命令ではないんですけど、一応そういったものを見せていただきたいということで、教育委員会としても見させていただいているということです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) よくわかりました。

最後に一つだけお気持ちを聞いてみたいです。今、教育は独立しているというようなお言葉がありまして、尾﨑教育長はそういう方向性、大阪の方向性に賛成なのかなと想像したんですけど、それは間違っていたら訂正してもらっていいんですけど。これをどう考えられるんでしょうか。教育はそのように独立したものだと明言なさいますか、それとも政治の一部として政治に振り回されると思っておられますか。どう思っておられますか、お聞きしたいです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) これは我々行政職員の一人ですから、やはり基本的にはこれは政治家がしっかり国民の意思を反映して決めるものだと思っております。

現在の法律においては、教育は独立性をもってやるということで一応教育行政になっおりますし、 先般の御存知と思いますが、文科省もそういった、あるいは内閣――いわゆる法律のほうもそういう 私見を出しておると思いますので、現状でやればやっぱり我々はその法律に従ってやらなきゃいけな いと。どうしてもそれが難しいようであれば、やはり政治家が主体性を持ってそういった教育につい て真剣に考えていただきたいと、我々はそれに沿って一生懸命やっていく以外にないというふうに考 えてます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) ありがとうございます。やはり教育は独立しているというのが願いであって、現実は厳しいというお言葉をいただいたように思います。

ということは、こちらにおられる町長を初め役場の方によろしくお願いしなくてはいけないという ことになります。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

.....

○議長(谷村 善彦議員) ここで暫時休憩をいたします。10分ということは、10時50分再開ということでお願いします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時50分再開

- ○議長(谷村 善彦議員) 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。 次に、高川喜彦議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 私は通告いたしましたとおり長信町長に2間、教育長に1間、それ ぞれ質問させていただきます。

最初の質問は来年地方自治法が制定されて65年になることから、地方自治法65年を迎えるに当たってと題して質問し、御所見を伺います。

地方自治法は戦後の日本国憲法の施行と同時に昭和22年5月3日に施行されたのでありますが、 特に国会法、それから裁判所法、内閣法とともに憲法の附属法典であると言われ、地方自治の基本と 骨格を定めた地方自治の制度及び運営にとって根幹となる法律でございます。

来年は施行から65年を迎えるわけであります。私は我が国の戦後の復興と発展の基礎にはこの地方自治法を基礎にした地方自治があったからだというふうに言っても過言ではないというふうに思っております。わけても地方自治法の138条の2執行機関の義務を定めた規定――お手元にあれば御参照いただきたいと思いますが。言っておりませんでしたのでないかもしれませんね。138条の2であります。この規定は昭和27年の改正に当たり、新たに設けられた規定であります。何よりも執行機関の権限に属する事務を管理及び執行する根本基準を定めた法律であります。

このことは後ほどまた御質問したいと思っておりますが。来年、昭和27年に設けられてから 60年、還暦を迎えるわけであります。我が国の近代には明治維新、それから戦後の改革、そして第 3の改革と称される地方分権法の改革が行われてきました。これは平成、特に11年から施行されてきているわけですけれども。こういう今、地方自治の特に自治法の流れがあります。

具体的に通告いたしました質問でありますが、そういう背景のもとで私たち議員あるいは議会は私たちの町は私たちの手でという理想と情熱にもえて執行部、議会がそれぞれ切磋琢磨しながら町勢の進展と住民福祉の増進、さらに町民の幸せのために邁進していくところであります。

地方自治法が還暦を迎えたころ、約四、五年前からでありますが、地方分権の中身が目立って変化を遂げている私は印象を持っております。政権も自由民主党から民主党に交代しました。今は地域主権という名のもとに地方自治が進められております。さきに大阪で知事と市長のダブル選挙が行われました。維新の会という新勢力が圧倒的な府民の支持を集めた結果、府民並びに市民の支持を集めた結果が出ました。このような情勢の変化を町長は一体どのようにお受けとめになっておられるのか、具体的にお尋ねをしてみたいと思うのであります。

ここで特にダブル選挙で問題になったのは二重のいわゆる行政ということが問題でありました。二重行政の是か非かという問題です。これがどこまで議論が深まっていくのかということを私も注意しながら、全部じゃありませんが報道に注目をしておりましたが、残念ながら大阪府知事、それから大阪市の市長の選挙においてもお互いに相手の批判ばかりが先行しまして、肝心の二重行政の是正をどのようにやっていくのかということはなかった。結論だけは大阪を府から都にするんだということで進もうとしているようでありますが、批判の応酬に終始したなという思いでありました。新聞も各紙社説を見ましたが、やっぱりそうしたことで深まりがなかったということの指摘が主要な新聞の社説であったように私も思いました。

そういうことでございまして、非常にこの維新の会をとやかく申し上げるわけではありませんが、 ダブル選挙というのは新しいこれからの地方自治について何かを投げかけているように思えてならな いのでございます。その辺をひとつお尋ねというか、町長の受けとめておられることを聞かせてもら いたいというふうに思います。

特に、最近、つい私ども総務文教委員会でもこの間、私も連れて行ってもらったんでありますが、町の基本条例とかっていうようなものが盛んにつくられる。また、議会においても全国、まだ200には達していないようですが、議会基本条例というのがあちらこちらでできた。県内でもあるようであります。こういうのを制定している事例を見まして、私は新たに地方自治法という立派な法律があるわけで65年を迎える今ここに至って、そういう基本条例とか、あるいは議会においてもそういうものが本当に必要なんだろうか。法律の屋上屋にはなっていないのかということを感じるわけで、このことについて、議会のことは議会でまた相談をいたしますが、こういう状況が今全国にあちらこちらで起こっているようでありますから、時代の流れかと思うんですが。

二つ目の質問ですが、地方自治の今ある規定で町長は何か物足りない、こういう点が足りないんだと感じられておる現在の地方自治でありますか。

三つ目でありますが、実は去年ですか自治法が改正になりまして、町の総合計画が義務づけられていないということであります。ここで田布施町ではいわゆる町の総合計画を決め、そしてスタートを切ったところなんですが、町長はこれからも総合計画をつくっていくつもりか。

これは議会としても非常に関心があるところで、例えば自治法の96条の2項を援用しまして、そしてこの総合計画の基本計画を議会の議決事項にいたしました。これはやはり議会が議決権の拡大をしていくことで必要なことと考え、非常に執行部のほうの理解もいただいて、これができたわけでありますが、総合計画が要らんということになると、この条例は要らなくなってくるわけで、やはりここできちっと田布施町では今こういう段階に来ているのを宙に浮かんでいるような状態でありますから、どうするのか、この三つをお尋ねをしたいということで、この自治法の今、変化に伴う問題をちょっとお尋ねをする次第であります。

一括質問を先にさせていただきますので、2番目の質問にまいります。

2番目にここで光ファイバーを前から本当に切望しとったわけでありますが、多年要望してきた光ファイバーが敷設をしていただきました。本町への導入というのは、この10月12日ぐらいからでしたか、始まりましたわけで、まだ初期段階でございます。でございますが、加入状況は具体的にはどういう状況でしょうかということです。これをちょっとお尋ねをしますとともに、敷設が実現したことに対するお礼を申し上げたいと思うのであります。本当に御心配いただいてありがとうございます。

ついては、今後やはり町内で光ファイバーが使えないんでありますということがあってはならない。 国でこういう光ファイバーがあるところはないところとその均衡ある発展を目指していく上では大事 じゃないか。町の中におきましてもやはり使える地域とサービスが受けられない地域があるというこ とは決していいことじゃないので、ぜひこの次の段階というのは、今55局ですか、もう鋭意進めら れようとしておりますけれども、そのほかの地域に対するこれからの展開をどのようにお考えになっ ておられるか、これもお尋ねをさせていただきます。大変お世話になりましてありがとうございまし た。

次は質問事項の3について初めに申し上げておきます。新指導要領の全面実施についてということであります。

その前にちょっと教育長に苦言を呈することになりますが、教育長、この12月9日の町の広報にこうやって立派に麻郷の小学校の校舎ができて、こういううれしいニュースが載っております。載っておりますが、この建設に先立ってはいろいろ予算のこともあったし、議会としても非常にこの審議や予算や計画についてはいろいろ関わってまいりました。私も当時、議長を仰せつかっておりましたので、議員の皆さんのいろんな考えも聞かせていただきましたし、教育委員会の考えも聞かせてもらいました。

ついこの間のことでありますが、私が麻郷小学校はその後順調に行っているだろうかってずっと気にかけておりましたから、つぶやくようにある会議で申しましたら、ある議員の方が既に校舎はできて11月から児童が入っているそうですよ。今日あたり配られる広報というのが、これのことだったんですが、それに詳しゅう載っておりますと、こういうことを教えていただきました。

9月下旬にはいわゆる9月議会の最終日が9月20日か21日にあったはずです。また、11月24日の全協も持たれました。そういうときになぜ話がなかったんですか。こういう話が。

大げさに言うつもりはありませんが、一言経過の報告なり、こういう状況ですっていう進捗状況について話があってもいいんじゃありませんかねえ。これから執行部の提案を本当に無傷で議会が承認した後は、尻くらい観音という言葉がありますが、そういうことなんですか、と自虐的な思いもしないわけではありません。やっぱり気は心っていいますが、こういう話が一言ありゃ、それはめでたいっていって一緒に喜べるんです。おかげで校舎もできました。いつから児童を入れますというような短い一言でいいんですから、ここでこういう計画でおりますからっていう経過の報告っていうのはやっぱり気持ちが通じる。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)議会軽視とまでは言わんけれども、やっぱり恩きせがましく聞こえたら私の本意じゃないんです。こういう礼節っていうのはきちんとやっていこうじゃありませんか、田布施町で。なんのことない、教育ですよ。

私は議長を仰せつかっておったあの当時の重い思いを持ったことを今思い出しますが、いずれにしましても苦言を呈した格好になりますが、こういうことはやっぱり気をつけてください。また、私たちも気をつけなきゃいけないと思います。

執行部のほうも同じでありますからひとつお互いによくその辺はわかりおうて情報の共有をしながら進んでいくこと、心を一つにしていくことがこういう時代には大事だと思うんです。そのことを最初に申し上げておきたいと思います。

平成18年に教育基本法の改正がありました。山口県出身の安倍晋三総理が本当に命がけでと叫んでおられましたが、そういう思いがあって、特に平成14年からだったと記憶しておりますが、ゆと

り教育の見直しがなされてきた。その具体的な取り組みが今春から小学校で、来春からは中学校、来 年4月から中学校の新しい指導要領が全面実施になると聞き及んでおります。

新しい指導要領の特に特長を簡単に御説明いただいて、特に私がお願いというか、前から繰り返し申し上げてきましたが、児童生徒の学力向上につながる指導要領になっておりますかというところが聞きたいのであります。全国的な学力テストにおいても田布施町の成績が山口県下でも非常に厳しい状況にあるということも耳にしたこともありますので、その辺本町の児童生徒さんの学力向上につながるようになってきているかどうか。

それから、もう既に今年の4月から小学校では実施されてきているわけでありますが、その小学校からの新指導要領の実施状況というのはどういう状況でしょうか。

また、この10年間っていうのは、特にゆとり教育ということできたわけでありますが、その弊害っていうのはこれで払拭できるでしょうか。

それから、既に土曜日に授業をしようという取り組みもテスト的ですがなされているようであります。その土曜日授業というのを考えたりあるいは検討はされているのか、その方向性についてもお尋ねをしたいと思います。

以上3点ほどよろしくお願いいたします。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

〇町長(長信 正治君) それではお答えいたします。

その前に大変御迷惑かけました。麻郷小学校の件。重々皆さんのほうへ周知する大事な案件だったと執行部としても心得ております。また、後で教育長のほうからも話があろうかと思いますが、全面的な工程の流れで今後のやつもございます。改めて議員の皆様方にはやはり御報告を申し上げてその都度、その都度、今回のように校舎を使うという状況になった段階では御報告すべき行為であったというふうに認識しておりますし、大変御迷惑かけた事おわび申し上げます。

それでは、第1点目は地方自治法施行65周年を迎えるに当たって2点のお尋ねでございます。 2点というより3点ございました。

まず、地方主権改革の推進や大阪ダブル選挙での維新の会への圧倒的な支持などの情勢変化をどう見ているかとのお尋ねでございます。地域主権改革は地域のことは地域に住む住民が決め、自らの暮らす地域の未来に責任を持つという住民主体の新しい発想を求め、行おうというものです。この地域主権改革を推進していくためには地方自治の仕組みそのものについて地域の住民が自ら考え、行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、地方自治法の基本法である地方自治法についても抜本的な見直しが進められています。

地方自治法改正の主なものは、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置であり、代表的なものに地方公共団体への義務づけの廃止が挙げられます。この義務づけの廃止の中に市町村に義務づけられていた基本構想の策定義務の廃止などがあります。そのほか第1次、第2次改正一括法として、既に230法律にわたる改正が行われ、権限移譲、条例制定権の拡大が進んでいます。

本町におきましてもこうした義務づけの廃止等の関係で今後、12件の条例制定、改正が必要になり、また、来年度からは旅券発給に関する事務等の権限移譲も受けることとしております。

私といたしましては、こうした地域主権改革の中で地方自治体が担う役割はますます増加していく ことから、今後、人材育成、組織機構等の整備を急ぐ必要があると感じております。

次に、大阪ダブル選挙で大阪維新の会が圧倒的な府民、市民の支援を受けたことについてですが、 私は大阪都構想の詳細など中身は承知しているわけではありませんので、具体的なコメントは差し控 えますが、先ほど議員の言われました二重、三重行政の無駄を具体的にとらえ、新たな行政モデルと して都構想が提唱され、今回は代表者の強烈なリーダーシップにより、府民、市民の支持を得たので はと感じております。

次に、これからの町政の方向をどのように考えているか、とのお尋ねでありますが、本町を取り巻

く行財政状況、また社会経済情勢は年々変化してまいります。しかしながら、自治体の行政運営は長期的視点に立ったら一貫性のある施策が求められます。本町では本年4月に町議会の議決をいただき、第5次総合計画を策定いたしましたが、この総合計画は目標年度を10年間とする基本構想、そのうち5年ごとを目標年度とする前期後期の基本計画、そして3年間のローリング方式で策定する実施計画で構成され、町の最上位計画に位置づけられるものであります。

総合計画は町づくりのための共通の指針であるとともに、施策面、財政面でも計画的な一貫性のある行政運営を行うことができる基本と考えています。私といたしましては、今後の町政運営においても第5次田布施総合計画に掲げる六つの基本目標を実現にすることにより、町の将来像である「笑顔と元気あふれる住みよい町田布施」を目指していきたいと考えております。

2点目は光ファイバー敷設についての質問でございます。

光ブロードバンドの利用状況についてのお尋ねでありますが、光ファイバー網による情報通信基盤の整備について、本町の長年の懸案事項でありましたNTT西日本株式会社が独自事業として光ブロードバンドを構築され、本年10月から光インターネットが本町でも利用できるようになって、住民生活の利便性向上や産業基盤の充実などに寄与するものと期待を寄せているところであります。

今回、企業としての経営判断により光ファイバーを敷設され、光インターネットサービスを開始されたNTT西日本株式会社に対しては深く感謝申し上げたいと思います。

NTT西日本からは、順調に加入いただいているとの報告も受けております。

今後の展開でありますが、田布施南局エリアについて一定の利用者の確保と町からの一部補助を条件として、平成24年末の提供開始を目途に協議を進めております。1年ほどちょっとずれるという 状況であります。

また、田布施局エリアにおける光インターネットサービスの未提供地域については、引き続きNT T西日本との協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 先ほどお言葉いただきましたが、麻郷小学校の校舎、屋体の完成について 議員の皆様に十分な周知あるいは御案内をいたす時期が遅れましたこと、大変申しわけなく思っております。後ほど遅ればせながら御報告をさせていただきたいと思います。

それでは高川議員さんの御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

今年度から小学校、来年度から中学校で新学習指導要領が全面実施されますが、その特徴は何か。 特に児童生徒の学力向上につながるように、どう配慮なされているかという御質問からお答えいたし たいと思います。

まず、このたびの学習指導要領改訂の基本的な考え方について御説明しますと、まず、1点目は教育基本法改正等で明確になった教育理念を踏まえた生きる力の育成です。2点目は知識技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスの重視です。3点目は学習意欲の向上や学習習慣の確立です。4点目は確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保がなされたことです。5点目は道徳教育や体育等の充実による豊かな心や健やかな体の育成です。これらは小中学校とも共通をいたした考え方でございます。

特徴といたしましては、まず、習得した知識や技能を活用する力、あるいは学習態度の育成といった点が強調されている点です。授業時数が増加したのも特徴です。小学校においては外国語活動が追加されております。また、国語、社会、理科、算数、体育の授業が6学年あわせまして350単位時間増加をしております。全体の授業時数も1・2学年がそれぞれ週2コマ、3年から6年でそれぞれ週1コマ増加しております。

次に、教育内容の特徴としましては、言語活動の充実や理数教育の充実が上げられます。教科によっては授業時数が大幅に増加しており、算数、理科等は1学年分授業が増加したということになります。

そのほか地域の伝統文化に関する教育や道徳教育が強調されておりまして、知育だけではなく徳育、体育のバランスのとれた教育いわゆる生きる力を育む教育が現実のものになるように期待をしているところでございます。

次に、中学校におきましては、国語、社会、数学、理科、外国語、体育、これが合わせて400単位時間増加をいたしました。各学年で35単位時間、いわゆる週1コマ増加をいたしております。

こうした授業時数の増加分は児童生徒の学習を充実させるためのものであり、つまずきやすい内容 の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識、技能を活用する学習の時間として位置づけられて おりまして、学力の向上につながるよう配慮がなされているものと考えております。

2点目は、小学校で現在実施している状況についてのお尋ねでございますが、本町の各小学校におきましては、昨年度から既に外国語活動、算数、理科等新しい学習指導要領に沿った授業を先行実施をいたしてきております。その結果、学習指導要領の改善や学習教材の開発に取り組むとともに、基本的な学習習慣の定着に向けた取り組みが着実に進められているところでございます。成果も上がっております。

あわせて保護者との協働による家庭学習の充実についても力を入れて取り組んでおるところでありまして、学力向上はもとより豊かな人間性の育成についても大いに成果を期待しているところですし、出ております。

3点目は、この10年間の教育の弊害は是正できるかとのお尋ねでございますが、前回の学習指導要領の改訂におきましては、授業内容や授業時数等が一段と精選、削減され、加えて児童生徒の自主性や主体性が重視されてきた結果、教え込まなければならない学習内容や学び方が定着してこなかったとの指摘もございます。今回の改訂では、こうした点を踏まえて授業内容や授業時数等の改善に加え、学習内容もかなり改善されてきたのではないかというふうに思います。

今後充実した学習内容を確実に定着させていくためには、指導法の改善や教材の工夫等、授業研究 や校内研修の充実を図っていくことが重要であると考えております。

4点目は、土曜授業の検討はするのか。またはその方向性についてのお尋ねでございますが、このたびの新学習指導要領で示された教育課程の枠組みの中では、土曜授業を検討するまでには至らないのではないかなというように思っておりますが、今後授業時数の増加や教科の新設等が行われるようであれば、土曜授業が取り沙汰されるような可能性はあるのではないかというように考えております。以上でございます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) どうも御答弁ありがとうございます。

先ほど最初申し上げた中で町の総合計画の話ですが、3年――これは構想についての議決が必要でなくなったというところがポイントでしょうか。私どもそこのところがよくわからん。だから、ここで決めた、ここで、田布施町で決めた町の総合計画は3年で、まず3年ごとにローリングして見直していく。これはするんですか、これから10年間。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) もう総合計画につきましては、この4月新たに3月議会で議決いただいたということで、続けてこのこと自体は続けてきます。ですから、3年間のローリングと前期、後期と総合計画の推進は、これが町づくりの基本というふうに申し上げておりますが、やはり将来の町に向けては基本がちゃんとなくしてできませんので、これは続けてまいります。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- **〇議員(7番 高川 喜彦議員)** ということになりますと、議会のほうもそれにかかわって基本計画 の今まであった条例はそのまま生きるということで理解していいんですか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** 自治法上の今回の義務づけ廃止された状況によりましては、新たに条例を

3月に組み直すというか、今現在ある条例以外に条例をつくらないといけないんじゃないかなという ふうに。ですから、3月ぐらいにはこれ引き続いていきますから、条例案として田布施町の総合計画 の議会に対する議決といいますか、やっていただいたやつを継続できるような形の条例案が多分整理 していかなきゃいけないというように思います。

これは自治法上の改正の中で少し勉強をまた、しなきゃいけないんですが、十分協議して条例を 3月に出さなきゃ、多分今の状況だったら廃止になってしまうのかなという気もしておりますので。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 私は96条2項がある以上、これは変わってないんですから変えなくていいんじゃないかと思うんですが。いかがですか。これは廃止しなければ生きているんじゃないですか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。
- **〇副町長(冨田 辰也君)** 町の条例で御承知と思いますが、地方自治法第2条4項の規定によりという条文が入っているんです。これがもう根拠の条文がもともとなくなってまいりましたので、その辺の条例整備を3月には行うという、そういうことでございます。以上です。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) これは、町長も当時議員でいらしたのでよく御承知のように、とにかく非常に町づくりに議会が直接かかわっていけるというような、ここの条例があってこそできるんですよ。それでなかったら蚊帳の外なんですね、議会は。

今はいわゆるこの素案をつくっていく過程から議会から、昔は2名ずつ出ていたわけですけれども、2名か3名か出ておりましたが、それもしないことになって実際、これから審議するものに素案に関わっていくということ自体おかしいということで、今まで参加しておりませんね、参画してない。したがって、やっぱりこれはぜひ生かしていかなきゃいけないと私は思います。

この議会におきましても、皆さんのそれぞれまちづくりにかける思いっていうのは、非常に強いものがあるし、これを住民の意向を受けてまたかかわっていくっていうシステムだけは、きちっと残しておくべきと思いますが、もう一度御答弁をお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 御指摘のとおりであります。私も議員時代に高川議員さんと一緒になって、今回の議会提出案を一緒にやった経緯があります。今後も、別に自治法上それがどうこうじゃなくして、町としての方向性ちゅうのはしっかり保っていかなきゃいけないということですから、引き続いてまいります。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 次でございますが、やはり1問目に関連した再質問なんですけども、この間、職員の皆さんの給与の体系についてのいろいろ話を聞かせていただきました。そのときに、本町は部長制はとっていない、課長さんなんですね。課長さんで、年数がたっても、いつまでたっても課長さんと、こういうことなんですが、先ほど申し上げた自治法の執行機関の義務というところで138条の2、ここには先ほど言いましたように、いろいろ事務を管理し執行していくいわゆる根本基準としての規定がこれなんですね。

これについて、いきなり申し上げるのは大変失礼なんですが、そう難しいことでもないんで、この いわゆる規定というのに対して、今65年たってこのシステムというか、この規定自体に制度疲労と いうか、もう65年たつと、こりゃ改めていかなきゃいけないというふうに執行部では感じておいで になるか、町長並びに参与の皆さんにちょっとお尋ねをしてみたい。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** まだこの件について話されてないんですが、私自身は物足りないとかちゅう 感じはしてないんです。ただ、やはりその中において十分まだ協議して、煮詰めていかなにゃいけん

部分が出るかもわかりませんが、現時点で、地方自治法が物足りんけ行政ができんというような状況 は感じておりません。

ただ、先ほどちょっと触れられましたが、職員等の関係等にかかわることについて、やはりその時代に応じた形をとっていこうと思えば、その辺はしっかり研究して、やっぱり必要なものは必要として整理していかなきゃいけない部分があるかなとは感じております。ほかの町長以下担当の総務課長がどう感じているか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。
- **○副町長(冨田 辰也君)** 御指摘の138条の2ですか、要旨っていうのがありますが、やはりこれが、本条は地方公共団体すべての執行機関がその権限に属する事務を管理し及び執行するに当たってのよるべき基本基準を規定したものであると、これが要旨となりますから、私はこの要旨のとおりだと認識をしております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) これは、切りがないんでありますが、いわゆる役所っていうは縦割りの行政だと、こういうことを言われております。これからは、横の連携をしっかりとっていくことも必要だということが言われております。で、138条の3というのが横の連携を決めとるんですよね。執行機関の組織の原則というものがある。これには、やはり1つの課だけじゃなくて、横の連携もしっかりとっていくことが大事だという時代に入ってきたと、私は感じるわけです。

さっきの職員、これは東総務課長に聞いてみますが、やはり私は、この辺もこれから役場でしっかり、本町の役場でですよ、力入れていかなきゃ、力入れるというか、配慮していかなきゃならん点じゃないかなと。言ってみれば、部長さんの制度も必要なら置いていくことも必要じゃないかと。そういう一つの発想を持ってもいいんじゃないかなと。そういうのがしっかりしてないと、基本条例とかっていうのが必要になってくるんですよ、結局。

だから、私は先ほどもちょっと触れましたが、やはりまちづくり基本条例っていうのが出てくる、 しなきゃならんっていうのは、やっぱりこの辺に何か一つの理由があるんじゃないかというふうに思 うんですが、どうぞ所見を聞かせてください。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) やはり大事なことであります。基本条例とかって新たに作りだすことが必要になってくるちゅうことは、その辺に問題があるから作らざるを得んと。田布施町が引き続いて基本総合計画をそのままちゃんと議会に示して、そこでやっていくということになれば、それが町の基本の計画の一端になりますから、新たに条例が必要かどうかっちゅうことは、多分問題なくスムーズにいくんじゃないかなということがあるのと、先ほど指摘いただきましたやはり横の連携というか、所管の各課の連携の取り方、183条の3の項にそのことが出ているということで、ちょっと私も詳しくそこまで詳しくないんですが、それは大事なことであります。

ただ、それがちゃんとできるには、やはり今言った課全体の横の連携がとれるようには十分審議していかないと、部長という制度が必要かどうかは別にして、やはり課長の上にちゃんとした連携がとれる体制づくりっていうのはやっていかないと、特別に地域に主権をいただく、あるいはいろんな義務づけがなくて、町で実質、自分のところで責任を持ってやりなさいというたときに、それぞれ課がばらばらでは到底対応できません。すべてがしっかりとした連携をとった上で進めていくということが大事になろうと思いますので、またその辺は改めて御提言申し上げますが、理解をいただきたいし、条例等も見直しがあれば御協力をいただかなきゃいけませんので、議会の議決をいただく条例が今後出てまいります。ひとつそのときにはよろしくお願いしたいと思います。私の感じとしてはそのように感じております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 東総務課長。
- ○総務課長(東 浩二君) 高川議員がおっしゃいましたように、私も議員さんと一緒に視察に行き

まして、部長制をしいてる町の行政の仕組みを見てみまして、やはりこうなるといいなという面は感じるところがたくさんございましたし、それを別にいたしましても、この120人ぐらいの職員で組織を運営していこうと思いますと、やはり議員さんおっしゃいますように連携をとっていきませんと、どうしても人数がない中で()をつくっていきますと、やはりなかなか今のような社会情勢に応じたような行政需要に応じることがなかなかできない、タイミングが遅れるということもございますので、そういう横の連携と申しましょうか、サービスをもう一回見直ししてみて、どういった組織が必要かというのは今、検討をするようにしておりますので、また議会のほうにも御相談申し上げたいと思います。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) どうぞよろしくお願いします。

最後に、2問目はもうありません。どうぞよろしくお願いします。3問目についてちょっと。 島根県の教育委員会は、小学校から、竹島は日本の領土で島根県の領土であるっていうことを毎年、 そういう日を設けて、竹島の日というのがあるんです。そして、しっかり教えているそうです。今朝 もニュースで、尖閣列島の話をNHKで報道してましたけど、非常にそういう領土問題というってい うのが先鋭化するっていうか、しようとしてきている。

不思議なことに、今度の新しい指導要領、私もこの本を今一生懸命読みよる最中なんで、まだ半分 ぐらいまでしか読んでない。公立学校はどう変わるのか。高校では、もう歴史は世界史を教えるんだ そうで、中学校は選択がなくなったんですかね。その選択は、やっぱり世界史ですか、日本史ですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- **〇教育長(尾崎 龍彦君)** 社会科関係につきましては、公民、歴史、地理、そういう形で行っております。それぞれが皆履修するようになっております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) それでいいですか。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) ごめんなさい。それで、日本史っていうのは、選択をするんですか。 必修ですか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 必修でございます。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) やっぱり私は、その辺がしっかり教えられていないところに、中国からもつけ込まれるんじゃないかという思いがしてならないんですよ。やはり毅然たる姿勢でそういう領土の問題を初めとする地理も教えるっていうことなんで、これもやっぱりきちっともう子供のときからしっかり教えていかないと、そういう教育をしていかないといけないんじゃないかと思う。

なぜ日本史でなくて、世界史なんだろうかという疑問も、この中にもちょっと書いてあるんで、まだ届けてないんですけど、そういう思いがいたしております。そういった意味で、やはり郷土を愛し、国を愛するというようなこともしっかり教えてほしっていうのが、私の言いたいことなんです。そういうのは、新しい指導要領の中でございますか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- ○教育長(尾崎 龍彦君) 教科書、昨年度小学校、今年中学校、採択なります。小学校は今年度から新しい教科書、来年度から中学校が新しい教科書になります。この採択につきましては、いろいろ議論もあるところですが、学習指導要領によりまして、地図等につきましては、竹島とか尖閣とか、そういったものはほとんど皆明記されております。今まで内容な教科書もありましたが、資料集もありましたが、資料集といいますか教科書ですね。地図帳、それから教科書ですが、それが入っております。ただ、まだまだ社会科の教科書につきましては、特に公民、地理につきましては、いろいろ出版社に温度差があります。その採択は各教育委員会が課せられておるわけですが、これも今年もいろいると、田布施の場合は御存知のように、当然田布施町が採択するわけですけど、県の指示によって熊

毛郡3町でいろいろやっぱり共同して、同じ教科書を使っていこうということがありますもんで、そういった3町の調整等についてもいろいろ苦慮もしておりますが、今、議員おっしゃったように、私も議員さんと同様な考え方でございますんで、やはり正しいことをきちっとしっかり教えると。これはイデオロギーでもなくて何でもない。教えるべきことをしっかり子供たちに教えていくということが基本ですから、採択等も含めて、鋭意努力をしているところでございます。

今後とも、やはり子供たちが、きちっと日本の子供たちが日本のことをしっかり確認できるような、 そういった授業ができるように。田布施町だけでは難しいところがありますが、そういう方向に向かっておりますので、頑張っていきたいと思っております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 教科書の採択は今、もう、何というかその作業は進んでいるんですかね。

それともう一つ、熊毛郡3町では今度、新聞を活用した授業をやっていくっていうことが決まった んですか。今検討しているんですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。
- **〇教育長(尾崎 龍彦君)** 採択につきましては、中学校のほうも終了いたしました。もう教科書は決定しておりますし、県のホームページにも今載っています。決定しております。

それから、新聞の活用でございますが、これはいわゆる特定新聞、中国新聞社のほうからいろんな学校に新聞を活用するために協力をしたいということで、それについては一応はそういったものの申し合わせをやる、結ぶということです。基本的には、新聞なんかをやっぱり使っていくと、これ著作権の問題もございますが、そういったことを踏まえて新聞社としても協力していきたいということで、特定の新聞社でございますが、それぞれの広島県、あるいは山口県、岩国、それから大島、和木、熊毛3町というふうに、皆そういった()で活用できれば、人材派遣等も含めてということでいろいろ検討をいたしましたけど、教育委員会のほうにもいろいろ御相談をしまして、ほかのとこもそうですけど、活用していくということで学習指導要領の中に、特に今年度出ました中学校の教科書、来年度に使います中学校の教科書なんかは、新聞の活用というようなことが文科省の中にも入っておりますんで、それを踏まえて、特別なことじゃなくて、そういった面で新聞社のほうからそういったお話がありましたんで、お受けしたということでございます。

○議員(7番 高川 喜彦議員) 終わります。どうもありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長(谷村 善彦議員) では、暫時休憩いたします。再開は13時30分、ではよろしくお願いします。

午前11時50分休憩

午後1時30分再開

- ○議長(谷村 善彦議員) 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。 一般質問を続けます。河内賀寿議員。
- ○議員(10番 河内 賀寿議員) それでは、一般質問を2問ほどいたします。質問方法は一問一答です。質問事項は、最初の質問はイメージキャラクターを公募してはということで、答弁者は長信町長でお願いいたします。

秋の議員研修で訪れた佐賀県の基山町では「きやまん」というイメージキャラクターがあり、封筒等に、このように印刷されていました。かわいいこんなキャラクターです。とかく固いイメージの役所も、まず見た目からなごむような感じを受けました。田布施に帰ってから、できたいきさつなど電話で尋ねてみたところ、基山町には12月に町主催のふれあいフェスタという祭りがあり、町職員の

実行委員が、初めは祭りにイメージキャラクターをと思ったのが、どうせなら町のイメージキャラクターを全国に公募して、それを決めて祭りを含めて町を盛り上げようとしたことが始まりだったそうです。

全国から135の応募があり、「きやまん」というキャラクターに決まり、しかもグランプリの商品が5,000円分の町の特産品で、優秀賞2点も3,000円の特産品という破格の低予算で、大きな町起こしになったとのことでした。これが、1年前の祭りからのことです。この11日の日曜日の祭りでは、着ぐるみもデビューして大変盛り上がったとのことでした。ちなみに、着ぐるみ代は45万円とのことでした。まちのお菓子屋さんも、このような「きやまんせんべい」というんです。こういうのも焼き印を押したの早速つくっていました。

こういったキャラクターですが、今風に言えばゆるキャラとも言います。最近熊本では、ゆるキャラグランプリというのが開催されて、全国のゆるキャラが人気投票で競ったというのがありました。テレビや新聞でも、大々的に取り上げていました。いいデザインになるかどうかにもよりますが、使い方次第では、田布施町の名前と共に全国へのアピールも可能です。デザイン公募の段階から、子ども達の間でも盛り上がると思いますが、桜祭りでの公募など、町の活性化の一つとして考えてみてはどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** それでは、河内議員さんの御質問にお答えいたします。

議員御提言のとおり、地域のブランドを確立するため、地域資源をキャラクター化した御当地キャラクターが全国の自治体で作製されているようです。現在、自治体関連のキャラクターは全国に数百あると言われています。その中でも、自治体等をイメージする人物や動物などさまざまなものを擬人化し、着ぐるみ化されたマスコットキャラクターのことをゆるキャラと言っております。ゆるキャラは、イベント、各キャンペーン、町おこし、名産品の紹介などの地域情報のPRに利用されています。御当地キャラクターまたはゆるキャラとして認知されるには、自治体の組織力PRの強さ、また財政力などによって左右され、作ってはみたものの、残念ながらほとんど認知されることなく消えてしまうキャラクターも多くあるようであります。キャラクターは、地域との関連性が重要であり、また自治体のイメージアップにつながれなくてはなりません。しかし、関連性の薄いものであれば、住民の理解や自治体をPRする効果が薄れ、一時的なものになり、飽きられてしまいます。

そのため、田布施をイメージアップするようなキャラクターが考えられるのか、またキャラクターを作って利用効果が期待できるのか、イベント等を開催される商工関係者や観光関係者、また、各公民館関係者等と検討してみたいとは思っております。また本年度、田布施町町民会議ではイチジクをイメージして、町民会議のキャラクターを「イチジクちゃん」とされたと聞いております。

以上であります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 河内議員。
- ○議員(10番 河内 賀寿議員) まだ、ちょっと「イチジクちゃん」は見たことがないんで、ちょっとコメントできんですけれども、いいもんだからそれでも十分PRして、いい感じで方向に進んだらいいかなと思います。

町のイメージのキャラクターでつくってはどうですか的な今質問してみたんですけど、基山町に関しては非常に成功しているような感じでしたのでいいかなという感じで、あと最近この辺とかでしたら「ちょるる」なんか、この1年は運動会に、出没という表現は悪いかも知れませんが、夏の祭りとかで「ちょるる」が出たりしたときには、子供たちももう群がって抱きついて、非常に「ちょるる」はすごく活躍してたなというのが、見た目のこの辺での印象ですけどね。そういう感じのが、素朴にできたらいいなという感じで、今回こういう質問をしてみました。

あと応募の方法にしても、祭りで全部箱みたいな、全部135個置いてみんなに投票をしてもらう というような、みんなが参加するような、町民が参加するような気分になったやり方をしたそうで、 その祭りの当日以降1カ月ほど役場にも箱を置いて、人気のあれを出たのを最後に、町長と5人の委員で決められたというような、割とみんなで参加して選ぶという形をとると、非常にキャラを盛り上げていこうという意識とかもやっぱり町民の間に盛り上がるというか、そういう感じで育てていこうという意識が芽生えるというか、そういうこともいいんじゃないかと思います。こういう企画をよかったらお願いしたい。

最後に、私も単純に考えてこんな感じで、田布施町に例えば(ン)をつけて(タブセンチョウ)なんていう名は、こういう。こういうのがいろんな応募が、いろんな人が(タブマン)とか(タブクン)とかいろんなんが来て、それで盛り上がったらいいんじゃないかという、これはちょっとしたあれですけどね、ほんのお遊びです。こういうのがいっぱい応募があったらいいんじゃないかと。よかたら御一考お願いします。もういいです、答弁はね。よかったらお願いしますということです。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) いろんなアイデアがあるかと思います。御提言いただいたことをこれから公民館含め、地域の皆さんと検討していかなきゃいけないと思いますが、町内には、企業さんから(タブン)ちゅう言葉を使って(タブンクマ)というようなキャラクターをつくられている方もおられるし、先ほどちょっと紹介した町民会議のほうもつくられとるし、まちおこしの一つのイメージとしてこれから研究していきたいし、皆さんと協力して考えていければというふうに思っています。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 河内議員。
- 〇議員(10番 河内 賀寿議員) よろしくお願いします。2問目に行かせていただきます。

質問の2問目、質問事項は、ケーブルテレビ網の整備はということで、答弁者は同じく長信町長で お願いいたします。

この秋から光通信網が、本町も一部地域から整備され始めました。周辺の市町村にあって、まだ本町にないものにケーブルテレビがあります。これを待っておられる方も多いと思います。夏の地デジ移行で、広島や福岡のフジTV系列の番組が見れなくなったなどの不満をよく聞きます。この天の解消などケーブルテレビの利点は多くあります。番組内容としても、この議会の中継や町の小さな行事や祭りなど、大手の山口県の全域を扱わないといけないテレビ局と異なり、地域密着の丁寧な番組が見れるようになると思います。

例えば、この11月であれば、麻郷小学校の改築で新しい校舎に移って喜んでいる子供たちの姿や 校舎内の木のぬくもり感など、カラーの動画として家にいながら理解することができるというような 放送があるということです。

11月16日のフリーディ参観日などで体が元気でかつ平日の昼間に時間がつくれる人は見に行くことができましたが、そうでない足腰の悪いお年寄りの方などは、自分の母校や孫がどうなっているかなどわからずじまいで、唯一町の広報の、先ほど高川議員が見されたような白黒写真で改築を理解するというような形が、現在の田布施町です。この白黒写真では、残念ですけど木のぬくもり感は伝わりにくいと思います。子供の生の声で見ると、暖かく気持ちがいいと言っていました。こういった音声も含めた臨場感のある番組があるということです。

実際、柳井ケーブルテレビの番組年間リストを見ますと、入園式、入学式から卒園、卒業まで1年分で、細かい行事を含めて多くの保育園、幼稚園、学校の明るい話題や厳粛なものまで番組となっており、家庭で見ることがあります。

もう一つ効果として、柳井の場合ですが、子供が取材慣れといいますか、社交的な子供になっているような感じを受けます。何事にも物おじせず、一歩下がってしまうというようなことのない、インタビューされてもはきはきと答えられるような子供、社会に出て、堂々と前に出ることのできる人間になれるような効果があると思います。

これはただ柳井の、私の知っている範囲内での感覚であります。似たようなものとして、ここ数年TYSの密着取材が多くあった田布施西小学校の子供なんかだと、非常に社交的な気がします。

こういった効果なども含めて、ケーブルテレビの整備を考えてみてはいかがでしょうか。かなりの 予算がかかるというのはよくわかっています。御一考をよろしくお願いします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** それでは、2点目のお答えをいたします。

町では、総合計画に掲げていますようにブロードバンド網を構築し、光インターネット、ケーブルなどの情報通信基盤の整備を考えておりました。しかしながら、先ほど高川議員の御質問にお答えしましたとおり、NTT西日本が独自に光インターネットサービスを開始されましたので、ケーブルテレビを整備するためには、別に光ファイバー網を敷設する必要があります。

ケーブルテレビの整備は、地元の自治体が光ファイバーで幹線を敷設し、各世帯へのつなぎ込みは、ケーブルテレビ事業者が自社のケーブルを敷設する手法が一般的です。この整備には多額の経費が必要となりますが、本町は情報通信、基盤の条件不利地域に含まれなくなりましたので、情報通信不利整備推進交付金の交付対象外となり、単独で整備することになります。

こうしたことから、町財政を考えますと、財源の裏づけがないまま、すぐに事業着手することは困難であると言わざるを得ませんので、今後、町の財政状況などを視野に入れながら、可能性を探っていきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 河内議員。
- ○議員(10番 河内 賀寿議員) おっしゃるとおりで、非常にケーブル引くのはすごく設備費がかかるというのは、周防ケーブルの方にも聞いて、いろいろわかっております。物すごく加入者がとれるというか、皆さんが入ってくれる状態じゃったらまた、そちらの会社のほうも考えて、さらにやってもらえるかもしれませんけど、その辺がちょっと、加入者という点がこのケーブルテレビというのは難しいみたいです。

ちなみに、柳井で1万4,000世帯で今2,600世帯という話でした。それだと20何%というとこで、目標としてはやっぱ40ぐらいいきたいんですけど、やっぱり不況でして、そう簡単にはいかんそうです。山口県全体だと、50%絡みで結構、割と思っていたよりも加入が多いような話をされてましたけれど、田布施も引くということになって、もう多くの方が賛同されて、何が何でも引かんにやいけんような雰囲気にでもなったら、非常にこういうもとも一機に行くんじゃないかなとは思いますが、実際問題おっしゃったとおり、予算の関係が難しいのは今よくわかります。この辺が、今後の皆さんとか周りの盛り上がりとかも十分見ていただいて、検討材料よろしくお願いします。

そんな感じで、あとこのまた同じケーブルテレビ質問に関しては、藤山さんも聞かれておりますので、このぐらいにしたいと思いますけど……。

それと、住民に普通に言われたことで、隣の町で同じぐらいの税金払いよるのに、うちにこのサービスがないというの、何か辺だねって言われて、それ以上どうも答えられませんでしたが、できるだけ周りと住民サービスが同じようにするというのも、行政のやっぱりものの考え方の基本だと思いますので、これは確かに予算がすごくかかるのであれですけど、長い目でといったようですが、よろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長(谷村 善彦議員) 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

- 〇議長(谷村 善彦議員) 次に、藤山 巖議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) それでは、まず1問目から町長お考えをお聞かせいただきたいと思いますが、まず本町の財政状況であります。非常に主財源が乏しいということで、この依存財源下でのこれからの町づくり、これについてお尋ねをしていきたいと思います。

さきの9月議会で、平成22年度の決算状況というものがはっきりと出てまいりました。本議会もこれを承認したとこでありますが、これを私なりに検討をしてみますと、今申しますように、歳入における自主財源比率というのは34.8%。この数字は、平成13年度以降、ずっと実は減り続けて

おりまして、過去10年間で最低の数字であります。

我々で承知しておるところによると、町の大体全国平均というのが40なんですね。これを割ってずっときておると。残り65.2%というのは、国からの地方交付税なり、あるいは県支出金なり、こうした依存財源であります。で、これ県下19の市町で見ますと、びりから本町は6番目。最も低いのが周防大島町の17.3%、最も自主財源を持っておるのが下松市でありまして、64.5%であります。本町は、まさに国県依存から抜け出せない財政体質になっておるということであります。

しからば、財源確保にどのように取り組んでおられるのか、政治力を結集して一層の財源確保に取り組まないと、町長が言っておられる「住みよさ山口県一」、こういうキャッチフレーズも、町民サイドから見れば欺瞞に等しい。そのように実は聞こえるわけです。

最初の質問ですから、ちょっと長々には遠慮しますが、町長が目指そうとされているこのまちづくりに、こういう財政下でどのように取り組んでおられるのか。いや私は、こういう目標を掲げてやっとるんだから、今この状況まで取り組んでやっておりますよと、そのあたりの具体策でもあれば、まずお聞かせをいただきたいと存じます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** それではお答えいたします。

まず、自主財源比率と依存財源比率については、自主財源の主である町税と依存財源の主である地方交付税によって大きく左右されます。

平成16年度から20年度にかけては、三位一体の改革による地方交付税が減額されたことと、税源移譲によって自主財源比率が上昇してきました。一方、21年度及び22年度については、国の政策により地域活性化や雇用等の対策による財源措置として交付税等が増額され、また沈下した経済の回復を図るために雇用の創出等を促進する国庫支出金の増額等により依存財源比率が上がっております。

しかし、このことにより、本町の懸案事項でありました小学校等の耐震化を進めることができましたし、財政難で先送りしていました事業も実施することができました。ただ、今日の経済情勢において、町税等の増収が見込めない状況にあって、自主財源比率を高めていくということは難しい状況にあることも事実であります。

さて、まちづくりの取り組みでありますが、このような厳しい状況にありまして、第5次総合計画の実現に向けて事業を進めていかなければなりません。そのため、平成24年度予算編成方針において、まず事業の重点化を図ること、次に田布施の将来像をイメージしながら事業の選択と集中に努めること、そして職員数が減少している中、最小限の経費による最大の効果に取り組むことを重点事項として、予算編成にあたるよう指示したところであります。

具体的には、1つ目に、頻繁に発生する集中豪雨等災害に強いまちづくり、あるいは火災や交通事故等の防止。2つ目は、安心して生み育てられる子育て支援や安心して暮らせる地域福祉などの充実。3つ目は、国営圃場整備や地域資源を活用した農林水産業等の振興。4つ目は、美しく豊かな自然・環境を守り、美しいまちづくりの推進。5つ目に、健全な人間性や社会性を身につける教育環境や学習の充実と、だれでも参加できるスポーツの振興であります。

以上の点を踏まえて、平成24年度予算に具現化していく所存であります。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) 今言われる具体的な取り組みというのは、重々承知しております。 その上に立って私は申し上げているんでありまして、事務方が書いたそういう基本的なことというのは、我々何回も聞いておりますよ。当初おっしゃったように、町税、あるいは地方交付税が柱ですよとおっしゃいますが、町税というのは、年々下がってきているんです、税収というのは。地方交付税だってそうです。総務省が一生懸命頑張っておりますが、昔は地方交付税と言いますと、国税3税。 今は消費とたばこが入って合計5税でありますが、これが増える見込みがないんですね。それはなぜ

か。

1,000兆円に及ぶ国の借金、あるいは今回の復興債、これなんかも先々返していかんにゃいけんわけです、借金もそうです。そうすると今、一生懸命総務省が頑張っているのは、何とか前年度より下げちゃいけんでよと。地方になるお金は()とこう言っていますが、目に見えて下がるんです。23年度の本町の予算を見ましてもそうですよ。大体、4億円ぐらい下げた地方交付税ですよ。下げた予算になっている。それは財政もよく知っているんです。増える見込みないんです、これは。そうしますと、差し向きこの取り組んでいかなければ税収といいましょうか、これを増やす取り組みというのを具体的にやっていかんと、予算規模というのは細るばっかりなんです、これ。細るならいいんですが、最終的には、僕は維持できなくなるんじゃないかと思うんですよ。

22年度決算で私が言いましたから、ちょっとそれに触れますが、決算は58億9,700万円、本町ですね。ここから出ていったいわゆる一般会計上以外に使われたお金です。例えば、こういう見方で私は算出したんですが、繰出金、あるいは負担金、あるいは委託料、これはいずれもこの本町の会社で言えば下請け会社、一部事務組合、指定管理者、管理制度の団体、これトータルで13億6,000万円ぐらいになるんですね。いいですか、一般会計から出ていくのが。さらにそれに公債費、平均して8億円から9億円ですよ。さらには借地料、どうしてでも出さにゃいかんという金が、これトータルしますと22億円から3億円ぐらいになるんですね。

58億円、それが前後しますが、今回は4億円ぐらい減して54億円ぐらいの予算になってますが、そういうどうしても要るお金、これを差し引きますと、一般会計上の実質的な執行費と言いましょうか、30億円少々でしょう。ちゅうことは、もう予算規模を、これどこまで下げていくかわかりませんが、多少でもここで努力して自主財源比率というのを高める手法を考えていかんと、いやほかの税で地方税が何とかなるよと、地方税くれるから何とかなるよと、こういう考えかわかりませんが、地方交付税は今言ったようにくれはしませんよ。だったら予算規模をどんどん下げると。住民サービスはますます低下してくる。こういう状況になるちゅうことを重々、ひとつ考えてもらいたい私は思うんです。

これちょっと話が横にずれますが、例えば上関町は23年度44億円の予算組んでるんです、44億円のね。ここは3,500ですから、4.6分の1の人口ですよ。総人口3,500人です、上関はね。ここ調べてみますと、水と火と周東環境衛生、この3つだけに繰出金をしているお金というのはどうかというと、1億円ちょっとなんです。うちは13億6,000万円というものが、関連のそういう団体に出さんと、ごみ一つとっても搬入できないちゅう状況なんです。これ、これまでほかの議員さんがちょっと言っていましたね。何とか資源化しようじゃないかと。まさにそうなんです。パイが大きければ、負担もどうしても大きゅうなるんです。それ上関町の今例で言いましたね。上関町はお金ありませんよ。1億円余りでやってるんですから。だから、うちも共同処理というのは非常に非常に効率がいいようですが、今言ったように負担も非常に多い、これは。

私、広域処理というのは、ある程度非常に人件費もかからんから、これいいかなというふうな考え 持っていましたが、こういうところにスポット当ててみると、なるだけ広域処理やってみても、本町 から出す物については極力抑えていく。以前私は、ごみ処理、生ごみの処理について言いましたが、 これなんかもそうなんです。生ごみの量が、本町から出る量が少なければ、負担も少ないんですから。 こういうものなんかちゅうのは、即私は、実験的に庭先にちょっとやってみるんですよ。そうすると、 ああまことにうまくいける。私は当時、学校給食だけでもやってみたらどうですか、いうことを言い ましたね。大金かけてやることありませんよ。トタン屋根でやってみるんです、どうなるか。そうい う意欲が、今の長信町政に欠けている。僕に言わすと。見通しが立てば、税を使ってやってみりゃい いわけですよ。

そこで、そういう状況でありますから、最終的には私は、これから国の援助も、あるいは県に対する援助も、それぞれ担当部署でおやりになっていかないと、間に合わなくなると思うんでありますが、

これは財政課長でもいいんですが、私はここままでいくと、このまま自主財源がどんどん減っていくと、最終的には財源不足が生じるんじゃないかという危惧するんですよ。この辺町長、心配ないですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 今の現状で行きますと、確かにどんどんどんどん財源不足が生じていく可能性があります。ただ、現在の景気情勢から言いますと、なかなか応急にすぐ財源確保できるかという状況にないのが事実でありますが、できる限りの財源確保に向けて進めることは、これからも努力していかなきゃいけません。それは、企業の誘致を含めていろんな形があるんですが、御承知のように隣では、昨日の話では大変な企業撤退というのがあったりして、今後も田布施の一部も出ておりましたが、そういうことも非常に厳しい状況になろうという判断しております。

ただ、財源が入ってこなければ、やはりそれだけいろんな事業に対して進めていくことができないというのも事実であるが、一つには、その財源に見合った形としての住民サービスを確実にやっていくには、今後その辺も研究していく。それと同時に、自主財源の確保に向けてはやっていかなきゃいけない。

国の話を少し出されましたが、今国が消費税問題で大きな議論をしております。全く国以上に我々もそういった議論を今後していかなきゃいけないというふうに思っております。消費税を取るとかそうじゃなしに、田布施町の財源確保に向けて、もっともっと議論をしていかなきゃいけない部分が出てきます。御指摘のとおりであります。決してそれを悠長して私はおるわけではありません。頭の中にはいつも田布施の財源確保は、何かいい方法ないかということはいつも入れておりますが、職員と一緒になって考えていく項目だろうと持っております。財政課長のほうから何か答弁があれば。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。
- **○副町長(冨田 辰也君)** 藤山議員、係数のことを言われましたので、ちなみに悪いところばかりでなくいい係数も、町にとっていい係数もちょっとお話させていただきたいと思うんですが、おおせのように実質公債費率ですね。これ町長就任時に21.4、でしたが22年度が17.4ポイント、4ポイント実質公債費比率が下がっております。

もう1点、地方債の残高が、17年度が約81億7,000万円、22年度の決算で73億円、地方債は9億円、残高が、地方債は減額しています。もう1点、基金でございますが、就任時が、17年度が決算で約5億400万円、約5億円。現在、7億2,000万円ばかりです。基金に関しては、基金残額は2億円増額をしています。

そして、決して数字的に確かにおっしゃるとおり、実際の比率は40.2から34.8に下がっておりますが、係数的にはいい係数もあると、その辺は御理解をしていただきたい。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) 今の副町長の説明は、これは当然のことなんです。借りたものは返さなきゃいけん。ところが、これ民間と違いまして、非常にうまくできちょるんですね。ABCと事業がありますが、うまくかみ合わんように返していけるから、この地方自治体ちゅうのは成り立っておるんです。今日、今おっしゃるように、普通一般会計で73億円ですか、まで減ってきたと。ところが、これ洗いざらい、例えば債務負担金とか何とかってみますと、本町の借金幾らあるんですか。174億円ありますよ。

ところが今言ったように、自治体の借金ちゅうのは、それを一気にぱっと返すような仕組みになってないから、何とかもてとるわけですこれは。これ調べてもろうてください。

そういう具合でありますから、なかなか悠長に考えとる場合じゃないんです。それから今、町長ちょっと言われましたが、とにかく自主財源に企業誘致もとこういう話でありますが、先ほど来から、あるいは午前中も同僚議員から話が出ておりましたけども、我々総務文教委員は先月、視察に行き、佐賀県の基山、福岡県の粕屋町、これを視察しました。特に基山というのは、本町と規模がほとんど

一緒です。面積が本町より半分以下というぐらいのことで、1万7,000人ぐらいの人口でありますが、ここをちょっと参考に取り上げてみますと、昭和48年に九州自動車道鳥栖ジャンクションが開設されまして、それ以降、物流関連の事業所が町内に相次いで進出をしてきております。その結果どうなったかと言いますと、今では19歳から29歳までの若者人口が18.2。本町幾らですか、町長。これは、1,400人余りしかおらんのですよ。9%、1割に満たないんですよ、本町は。

それから、高齢化率が21.7。本町は、もう既に28.5。30になろうとしとるんです、今。急激に本町は高齢化率が上がってきとる。イコールこれは、先ほどに戻りますが、税収にも影響するちゅうことなんです。急激ですよ、これは。若者もいない、高齢者はどんどん高齢化しとる。税収は、僕はさらに減ってくるんじゃないかと思ってるんですよ。

でありますから、ここで町長が今年の3月ですが、議会で言っておられましたね。住みよさ山口県一の町をつくる。住みよさっというのは、それぞれ人によってとらえ方が違うと思うんです。だけども、結論から言うと、今の財政ちゅうということを考え、町の運営ちゅうことを考えると、若者が住めない、あるいは住める町でないと、住みよさにはならないんですよね、これは。だから、スポットを当てて、私は何とか雇用の場の確保ということを検討してもらいたい。

それから、さっき町長言われたが、企業誘致といっても、これもいろいろと言われるが、企業誘致というのは、何かしら製造業の企業というふうに我々も考える。それは企業いろいろありますからね、企業っちゅうのは。だから、そのあたりのデータちゅうか、調査ちゅうものが、僕はいま一、本町では不足しとる。いろんなのがあるんです、県内にも。製造業はまさに、今はもう海外です。具体的には、私はここに持っておりますが、今は申し上げません。

そういうふうに、あらゆる業種にアタックしてみて、もちろん今、公有地はないんですから、おいでになるなら民間の用地を我々町で心配してもいいですよというぐらいのやはり試策といいますか、筋っちいいますか、プロジェクトチームといいますか、私これ立ち上げると、ますます僕は予算が組めなくなってくるんじゃないか、こういう気もいたしております。町長、お考えを。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) 企業の件で今ちょっと話ありました。先般ちょっとテレビ見ましたら、福島で、インターネットを通じてやりよると。御存知かと思いますが、今回、私ども今、NTTさんの関係で、光ケーブル等が入ると。これは、全町に入ってくることを急ぐわけですが、そういったことの企業的なことも、今後は考えていける部分があるというふうに、テレビを見ながら感じておったわけであります。

それと同時に、言われるとおりでありますが、事実本町が今の視察されたところと対比されて情けないじゃないかと言われても、それは視察された地域がどれだけかちゅうのわかりませんが、多分それは確かにすばらしいまちづくりをされている。また、立地条件もいいんだろうと思います。我々のところも、いつも私は申し上げるんですが、田布施町も場所は悪くないと。非常にいいとこなんです。それを生かす方法は何か。田布施は確かに、交通量から言いまして、通り抜けが多い。田布施にとまる人がおらんじゃないかと。これを何とか考えていかんにゃいかんということをいつも言っております。そして、それを何とかしようというのが、やはり周南区域あたりに勤めていかれる方が田布施に住んで、田布施でとまっておれる、田布施で実際に田布施を通りぬけないで、田布施でいろんな活動ができる場所づくり、この辺も考えていかんにゃいけんなと。柳井に向かう方、周南に行かれる方、平生、上関は皆通過していくだけで、田布施にとまることなし。どんどん交通量は多いばっかりじゃないかと。この辺を何とか食いとめて、田布施にちょっと寄ってみようじゃないかと、田布施で生活の場が求められりゃ田布施がええじゃないかと言われるような形をとらなきゃいけないと思います。

先ほど、少子化、高齢の件を確かに言われました。事実そういう状況には変わりないんですが、それを食い止めるいろんな方法としては、やはり若者が田布施で働ける場所、田布施を基盤にして通える場所、そういうものをしっかりとこれからやはり対応していかなきゃいけない。

おかげ様で、5年前の国勢人口調査において、田布施は約300名減りました。山口県全体の中から言いますと、減った順番から言うと2番目です。和木町が一番減っていません。次が田布施です。そして増えたのは、先ほど言われました下松市だけです。下松市ちゅうところは特殊な事情があると思います。特殊な事情というよりか、やはり工場を控え、住宅地を控え、あそこの井川市長さんとも話したが、わしらはもうそのうち高齢者社会が来るから、今から考えちょかんにゃいけんとこがあるいやと、のう町長という話をされたんですが、もうそのくらいに先を見た市づくりを一生懸命計画されているし、農業に対しても本気で取り組んでおられます。

私も、農業関係を含めて、やはり田布施では安心して暮らせる地域づくりのためには、やはり農工 すべて含めてバランスのとれた町にしていかなきゃいけないなという気持ちで、これからしっかり取 り組んでいく覚悟であります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) まさに町長、今言われたその気持ちですよ。大体わかりました。 やはり政治家というのは、私も含めてそうでありますが、言葉だけではだめなんですね。まず行動 ですよ。だから行動ちゅっていったら、大きいことを考えて行動を起こそうとしたら、末代やれませ んよ。まずやってみるんですよ。小さいことでもいいから。ひとつ行財政改革はもちろんであります が、執行部挙げて滅私奉公に徹して、財源確保にひとつ汗を流してみてもらいたい。そのことをお願 いして1問目は終わります。

次に、2つ目の町道の改良であります。この件につきましては、昨年の3月議会でも取り上げたところでありますが、その後、県道周東田布施線改良の継続見通しについてでありますが、その後、山口県及び本町町長を初め皆さんの努力によりまして、議会と努力によりまして、本年度一部の区間で改良工事がなされることになっております。もうかかっておられるのかもしれませんが。

生活道である小行司地区の人たちは、ようやくではありますが、待ち望んでおったこの改良工事に入るということで、今大変喜んでおられるところでありますけれども、私がこの県道の改良に固執するのは、この小行司地区にとっては、まさにこの道が生活の生命線であるばかりでなく、同時に本町にとっても物流の動脈は、海岸線を走る国道188号線。今や、ここでなくてこの山陽道のほうに移ってるんですね。

まさに山陽道に、いかにして短時間で行けるか。ここに私は、将来の本町の大きな発展のかぎがあるんじゃないか、このように思うもんですから、何とかこの道をもう少し車が容易に通れる県道に改良してほしいとこういうことを申し上げておるんです。

町長においては、その後この、今年度工事が一部改良されますけれども、その後の継続改良事業ですね。これはどのように県にお願いをされておるのか。また、この県道周東田布施線というのは、町長はどういうふうに考えておられるんですか。いやこれはもう小行司の一部の人しか通らんのだから、悪い所ちょいと直しておけやと、そのような気持ちで県にお願いをなさっているのか。今までの町長の答弁からしても、どうも実態、現状という認識が不足しとる。将来のことを考えて、私はこの()というのは何とかせんにゃいけんというふうには思うんですが、その決意も含めて、お答えください。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 2点目についてお答えを申し上げます。答弁書につきましては、これまでの 経緯等書いておりますので、御説明は申し上げますが、決意と、町長は小行司についての道は余り本 気じゃないんじゃないかという御指摘をいただきました。町内にある道のすべては、やはり町民の生 活の場でありますから、どこの道が本気で、どこの道が本気でないということは、私は申し上げませ ん。すべての道は、やはり住民の活用の場として必要であるし、また町において県道、あるいは国道 に対しては、整備してもらうものはしっかりと要望していく覚悟であります。決意を先に申し上げま した。

では、県道周東田布施線の改良につきましては、県が地元要望を踏まえ、離合困難な未改修部分である教円寺から田布施方面の約400メートルについては、平成21年度から事業着手され、用地買収も進み、本年度に一部工事に着手されております。現在、あそこの工事は草刈り等を始めて、着工をされております。

この工事が完了すれば、大波野から小行司までの県道周東田布施線の田布施町部分については県道 未改修箇所はなくなり、離合困難な箇所は解消されることとなります。町といたしましては、現在工 事が進められている未改良部分の道路区域について、早期完成をしていただきたく、引き続き、県に 予算等を要望を行う所存であります。

今後の道路改良の見通しについては、県が、道路改良計画に基づき道路整備の方針を決めていくこととなりますので、現時点で町がお答えすることは少し困難でありますが、現在、工事中の未改良部分の工事が完了すれば、田布施から小行司まで全面道路幅員は5メートルとなり、柳井方面から小行司へ通じる県道柳井周東線と小行司への主要道路が改良済みとなりますので、今後、県が諸要件を検討して道路網を整備していくこととなります。

また、カーブ解消等の新たな改良工事に対する県への要望につきましては、工事に現在着手したばかりでありますので、今後の工事進捗状況等を勘案し、対応して参りたいと考えています。

冒頭、町道、県道に対する気持ちを申し上げましたが、先般、県の知事要望では、道路改良についてもしっかりと県に対して要望はしております。藤山議員さんも一緒になって、県会議員を通してこの件は要望いただき、早々に着手できることができたこと、私としましても感謝申し上げるとともに、これからも県道改良等については御協力、御指導をいただき、御支援をいただきたいとかように思います。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) 町長の今、事務方がお書きになったんだろうと思いますが、どうもいま一現状認識が甘い。地元の声と町長のお考えと、認識と一致しとるかというと、ちょっと差異がある。

この県道周東田布施線というのは、もともとは多賀山に鎮座する多賀社に参る参道から今日の県道に移管されて今なっとるわけでありますが、したがいまして、これは今までも私言ってきましたが、幾つもの生活の上での問題点があるんです。何ぼか今まで言ってきました。まず、カーブが多いということから、子供たちが車酔いをするんです。今、幼稚園に2名、中学校に2名通っておりますが、皆町の学校施設に通っているわけですよ。

それから、カーブが非常に急カーブですよ。多いがために、祭礼の際の霊柩車ちゅうのは通れません、これは。これはいわゆる申し上げたように、縁起といいましょうか、バックというのは絶対しませんからね。そうしますと、霊柩車は、県道、例の黒杭ダムのそばを通る柳井周東線ですか、これを通るわけですよ。関係者は近いから、この県道と。そうすると、現地でどうしても時間の差異、斎場ですね、麻郷の。時間の差異が生じてくるわけですよ。そういうこと。

それから、もう一つは、小行司、田尻、それから柳井の余田畑ちゅう集落がありますね。このほうの人たちの家のほとんどというのは、菩提寺は東畑のお寺なんです。夜何事があるちゅうと、全部この今の多賀山のところの峠越えをしないと、ここの寺参りができないんです、これ。最近しょっちゅうありますよ、ここで。私の女房も関係しておりますから、ここに何度か行っておりますがね。

それから、今では小行司地区の高齢者の方にお弁当配送をされているんです、こっちから。それから、これ町長も御存じのように、小行司では、最近になってイチゴもできまして、産物がかなり出るんです、外へ。町のほうに、あるいは郵便局とか、いうふうに。その宅配もすべてこの道なんですよ。曲がりくねってカーブがあっても、このほうが近いからこれなんですよ。それから、一般的な宅配便をすべて田布施の町のほうから来て、町のほうに出ていくんです。黒杭の大きな県道を、私に言わせればもったいない県道をつくっておりますが、これ通りゃしませんよ。

それから、町役場、あるいは駅前のJA支所の主用件はすべてこの道なんです。さらには、最近聞いた話でありますが、周東町の地区には、釣り好きの人がたくさんおられる。この人たちもすべて、この峠越えで麻郷、上関、麻里府、この釣り場に行かるというんですね。だから、よほどのことがない限り、あの黒杭のそばの県道柳井周東ですか、周東柳井かちょっと私あれですが、この道は通らないんですよ。そういう実態でありますから、ひとつそのあたりの考慮をして、考えてもらいたいというふうに思います。

それから、いわゆる以前も私が申しましたが、合併当時のここ執行部との小行司地区との約束事が、今もって出来てないと、こういうことなんです。合併は30年でありますから、新生田布施町になってからもう半世紀以上がたつわけでありますけども、今もってこの小行司地区の皆さん方というのは、難儀な生活道に悩まされて、不便を強いられているということであります。ひとつ寝食忘れて、町長このあたりの改良に、もう一度県に対して十分働きかけをしてもらいたいと思うんです。まさに本町のこれからの発展の道であると同時に、私は何とかこの土地というイメージをこの道によって解消できると僕は思ってるんです。いつまでも、国の予算、県の予算で農業基盤整備をして、あれだけの投資をして、これ生かされんじゃないですか、この道のために。もう少しその当たりを真剣に考えてもらいたいと思います。

それと、一つこれは提案ということも兼ねて申し上げたんですが、先日もあるここの年配の方とお 会いをしました。この方が申されるのには、東畑に寺がありますが、この下、下手あたりから多賀山 の西側の浴床ですね、光側、いわゆる大和川の浴床ですね。これに沿ってバイパスをつくりますと、 これが最も最短コースだと言われるんですね、この人は。これを通ると、今の東畑の人、お寺の下か らこれを通っていくとどこに出るかというと、今の小行司公民館の西側のあそこ、落合集落というん ですが、あそこのちょっと上手、山側に抜けるんです。これが最も最短だそうであります。ただし、 途中1カ所に、馬ケ骨峠と呼ばれる難所があります。ちょうど既存の県道の頂上付近の、こっちから 上っていけば西側の浴床のところということになるようでありますが、ここに馬ケ骨峠というのがあ ります。この峠というのは、トンネルで抜いても、せいぜい100メートルですよと。何か急峻な峠 らしいですね。ちなみに、この馬ケ骨峠とはどういうことかとよく聞いてみますと、藩政時代に小行 司や周東町一体のお米を麻郷の米出の船着き場まで運んでの帰り、この峠に差しかかるころに馬が骨 と皮になるほどえらがり、難儀だったちゅう峠でついたらしんです、これは。いわゆる藩政の峠道を もう一度よく調査してみて、この峠道を生かしてみる今に。これも私は一考に値する案ではないかと 思うんです。このあたりも地元と十分協議されまして、私は当面林道、あるいは作業道でもいいです から、可能であれば、まずその手法ででも県にお願いをしてつくってみる。そしてもちろんこれは、 今言いますように地元と十分、地権者がありますから協議する必要がありますけれども、事業費的に もそねいかかりはせんでしょうという地元の声でありますから、具体化に向けて再度この地区に入ら れて、何とか実現に向けて努力をしてもらいたいと思うんでありますが、町長ちょっとお考えがあれ ば。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- **〇町長(長信 正治君)** 現在着手してある工事についても、地元説明会等を開きながら、小行司の皆さんとの協議の中で進んでいる部分があります。その部分、今議員さんが説明された(ウマガ)峠ですか。
- 〇議員(3番 藤山 巖議員) 馬ケ骨峠。
- ○町長(長信 正治君) その辺はちょっと話に出たかどうかは私は聞いておりませんが、そういう地元からのお話があるんであれば、また地元説明等が今後も引き続いて、工事進捗状況によっては続くわけですから、しっかりと担当にもその旨を話し、県にもそのことをしっかり伝えて、どういう状況かは私もちょっと場所的に、浴があるのはわかるが、どの通りを通ってそこのトンネルが100メートルぐらいになるのかもちょっとわかりません。よう確認してみたいなという気はしますが、できる

できないの問題じゃなくして、やはりそういう状況が研究できるんであれば研究して、地元の人が、ここが一番便利がよくなってという条件があるんであれば、県のほうにその趣旨をしっかりと話していければというふうに思いますが、実際には、工事自体は県の工事でありますから、私どもから要望は、こういう状況があるぞという説明はできると思いますんで、しっかりと研究してみたいというふうに思います。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) 町長ね、やはり僕は、町のそれじゃいかんと思うんですよ。いずれスケジュールに載って、座談会かなんか知りませんが、あるからそのときというんじゃなくて、これ一つの、どう言いましょうか時期みたいなものもありますからね。お宅のほうから、町長のほうから中に入られて、どうかなと。もしやるとすればどういう方法があるんだろうか。私は、もうちょっとフットワークよく、町長のほうから、自ら声をかけてみる。私は、それが本当の行政じゃないかと思います。実は、それに類するように、この道の、あるいは小行司の飛び地からこの本町の町に出る道路については、一時は周東町と一体となった建設期成同盟会までつくられて、取り組んだ経緯もあります。また、その後、政治家もたびたびここに来て、何とかという促進へ向けての檄を飛ばしておりますが、一向に行動が伴っていないのが実は現状であります。ひとつ町長もこの件についてはしっかりと地元の声をまず聞いてみる。そこから出て、実現に向けて取り組んでもらいたいと思います。この項は、それでは終わります。まだ話したいんですが、私時間1回失敗したことありますからね、次の3項目に移ります。

次は、ケーブルテレビ導入の有無についてであります。人口の高齢化が進む本町にとりましては、若者の定住化策というのがまさに急務であります。その一環として、ケーブルテレビの導入は、将来のまちづくりの上で、検討すべき課題ではないかというふうに考えます。町内では現在、NHKが2局、民放3局、合わせて5局が受動可能でありますけども、これに対しまして、ケーブルを入れますと、例えば近隣の光市では8局、平生、上関は6局、それにそれぞれのケーブルの自主番組も受動可能で見られます。

町内の高校生などは、特に若者の間では、ほかの市や町で見られるテレビが見られないことから、 友達との会話に入れないといった不満があり、若者の中には町外へ出て住みたいと言っている人もあ るようであります。このケーブルテレビの導入を検討してみるお考えはないか。先ほどは、河内議員 の質問に対して町長のほうは、財源次第ではというようなお話でありましたが、確かにそのあたりが 一番のネックであろうと思います。町長のお考えを。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- 〇町長(長信 正治君) それではお答えします。

ケーブルテレビ導入については、先ほど河内議員の御質問にお答え申し上げたように、光ファイバー網の整備に多額の経費がかかること。また、単独事業として行わなければならないことなどを考え合わせますと、導入は困難な状況があるといわざるを得ません。

しかしながら、第5次総合計画策定にあたり実施したまちづくりアンケートにおいて、若い世代の 方を中心に要望の多かった事業でもありますので、今後、町の財政状況を踏まえながら、ケーブルテ レビ等あせてどのようなサービスができるか、可能性を探っていきたいと考えております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) 平生町、上関町は、下松に本社がありますKビジョン、このほうからケーブルを敷設しております。ちょっとこの経費について、私が知り得た中での御披露をしてみたいと思いますが、使用料は最低額料金で月に2,100円。これにインターネットを接続すれば、プラス3,200円かかります。さらに、電話をつなぎますと、私の家庭で言うのもあれですが、平均2,500円としまして、今3つ足して、月額7,800円のケーブルを引いた場合、個人が負担しなくちゃならない。いわゆる使用料が要ると、こういうことであります。

本町が導入するに当たってのネックは、まさに敷くまででありまして、1戸当たりの工事費というものが6万7,500円。それから今上関まで行っておりますが、途中からもう田布施町に引くわけですから、この町内に引く幹線工事費これが膨大にかかるんですね。以前は、国の補助がありましたもんですから、多分、平生上関の人たちもその当時の国の助成を受けておやりになったんだろうと思いますが、これをどうするか。

で、初期工事費の6万7,500円、上関の場合は、これ全額、実は町が補助したものですから、非常に普及率も実は60%ですか、確保してますね。平生町の普及が25%。だから、この初期工事6万7,500円を町が幾ら1戸当たり助成するか。

それから、問題はこの幹線費用なんですね。このKビジョンに聞いてみますと、あなたのほうが相当かぶったとして、どのぐらいでやれますかというと、概算ですが、本町の場合6億円ちゅうんです。6億円というのは、加入はどうかと言うたら、最低でも30%は確保してもらわんと、それはできませんよと。こういう経費であります。

よくよくまだ調べてみますと、このもとあった国の地域情報通信基盤整備交付金、これは総務省が 出しておったんですが、そのほかにインターネット関係の国の助成金があるやに聞いているですが、 ちょっとそのあたり事務方でもいいですが、緊急検討、調べはしてはおられませんか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 猪股課長。
- **〇企画財政課長(猪股 勝美君)** 今の情報基盤整備交付金については調べてますが、インターネット に関しては調べておりません。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。
- ○議員(3番 藤山 巌議員) そのあたりが、このケーブルでも十分国のほうが適用できますよと言われるのかどうなのかちゅうへんが、実はあるんですが、そういう非常に問題点があることも承知しております。しかし、山口県下でケーブルテレビがないというのが、山陽小野田と本町だけなんです。何かそのあたりの国の助成なりを少し探ってみて、もちろん本町の財源というのが相当部分占めますから、難しい……。私も質問をする上でも、調べれば調べるほど難しゅうなったもんですから、ちょっとあんまり具体的なことは言いにくいんですが、将来的に町長、どうでしょうね。

確かに、今情報化社会でありますから、若者に嫌われるような環境整備と言いましょうか、行政ちゅうのもどうかなという面もあるんです。

それから、上関町さんは、このケーブルを使って、多方面の機能も検討されておるようです。例えば、高齢者に関することとか、ちょっと具体的にあれですが。だから、導入した際に、ただテレビを見るだけでなくて、日常の生活面においても広範に利用できるということがあるんであれば、検討に値するんじゃないかとも思うわけですが、いかがでしょう。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 昨年来からずっとケーブルテレビ、あるいは光ファイバーについて、いろんな業者に出合ったりしました。その中で、私が今覚えとる中では、高齢者を含めた各戸全部にこれおを繋げるには、田布施町どのくらいかかるんだと言ったら16億円と言ったかな。(「16億円」と呼ぶ者あり)16億円かかると言うんですよ。それは到底無理だよという話で、その件を含めて、今のNTTの件等含めて、いろいろと協議した中で、そういうケーブルテレビがかかると。今回NTTさんが、自分の事業でやるから光ケーブルでインターネット配信するよと。これはありがたいことであるが、今後のことについては、今言った関係を含め、町の全体の予算をどんだけというのがありますから、先ほど来から自主財源等を含めて御指摘いただいておる。その辺を踏まえて、やはり実質必要な、最低の若者向けのそういうものがどれぐらいかかるかいうのは、研究しないといけないと思います。あんまり安くないんですよ。

今、大島のほうは、何か岩国のあれから引いているんですよ。あれを聞きましても、やはり相当費 用的にかかっているというんですよ。それをどうしたんだと言ったら、いや空港の関係の金があって、 その辺を利用しながら一緒にやったという話をちょっと聞いたもんですからね。いろいろとちょっと研究をまだする必要があろうかと思いますが、確かに時代にそぐうて情報網関係は今後必要になってくるという認識もしておりますし、冒頭申しましたように、特にこういう情報関係において、日中にいろんなものがおって、そこで利用できるという非常に光ケーブルについてはすばらしいものだなと。ただ、ケーブルテレビがそれと関連してどうかちゅうことは、これから研究をさせてください。ちょっとようお答えしない部分があります。

- ○議員(3番 藤山 巌議員) 今、工事が進めておられますが、フレッツ光ね、インターネットのほう。これは7,500円、使用料がね。そうでしょう。これ電話、インター含めて、接続して7,500円。だけど、さっき言ったのは7,800円でしょう。だから、個人のほうはそう大差はないんですよ。問題は初期工事と、幹線の費用、ここですね。このあたりがクリアできれば、幾らかでも検討に値するんじゃないかと思いますが、一つ要望をしときますから、それではこれで質問は終わります。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 以上で、藤山 巌議員の質問を終わります。

.....

○議長(谷村 善彦議員) 暫時休憩をいたしたいと思います。10分後、55分から再開します。 午後2時45分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長(谷村 善彦議員) 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第49号

日程第7. 議案第50号

日程第8. 議案第51号

日程第9. 議案第52号

日程第10. 議案第53号

日程第11. 議案第54号

日程第12. 議案第55号

日程第13. 議案第56号

日程第14. 議案第57号

〇議長(谷村 善彦議員) 日程第5、議案第48号平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定についてから日程第14、議案第57号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで、10件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

〇町長(長信 正治君) それでは、議案第48号から議案第57号の提案理由を御説明申し上げます。 まず、議案第48号は、平成23年度田布施町一般会計補正予算4号であります。歳入歳出それぞ れ5,162万4,000円を追加し、予算総額を57億6,100万円とするものであります。

それでは、補正の内容を説明いたします。

まず、歳入でありますが、町税につきましては、現時点における調定の状況から、個人町民税を減額見込み、固定資産税を増額見込みとしております。

次に特別交付税ですが、国は地方交付税のうち特別交付税の割合を段階的に6%から4%に引き下げることとしており、本年度は当初5%へ引き下げの予定でしたが、国のスケジュールの変更により本年度の実施が見送られることとなったため、実績等を踏まえ3,000万円の増額するものであります。

国庫支出金は、障害者自立支援事業や保育所運営費の見込み等による増額補正です。

県支出金の増額は、保育所運営費や子ども手当システム開発事業の増額見込みのほか、企業と協働 した地域農業活性化事業の追加計上等によるものです。

諸収入につきましては、出向職員退職手当負担金や、企業と協働した地域農業活性化事業に係る関係市町からの負担金の追加計上等により増額としております。

次に歳出についてでありますが、民生費は、介護給付費の伸びにより、介護保険特別会計繰出金の増額、また重度心身障害者医療給付費を増額見込みとしたほか、前年度事業の精算に伴う国県支出金の返還金を計上したことなどにより、全体で3,597万2,000円の増額補正としております。

衛生費については、がん検診に係る委託料の増や水道料金低減対策事業の増等により、947万円の増額です。

農林水産業費の増額は、集落営農法人等の人材確保や経営基盤の強化を図るための資機材費整備補助として、企業と協働した地域農業活性化事業等を追加計上したこと等によるものです。

消防費は、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償の追加掛金等による増額、教育費については埋蔵文化財の試掘調査の推進を図るために関連経費等を増額したものであります。

その他の費目は、事業費見込みによる所要の補正であり、また各費目において、異動等による職員 人件費の補正を行っております。

また、前年度精算に伴う国県支出金の財源確保等のため、財政基金積立金を1,000万円、予備費を1,169万7,000円減額しております。

議案第49号から51号までは、特別会計に係る補正予算であります。

まず、議案第49号田布施町国民健康保険特別会計補正予算は、一般被保険者に係る療養給付費や 後期高齢者支援金の増額見込み等による、歳入歳出の所要の補正を行うものであります。

議案第50号田布施町下水道事業特別会計補正予算は、国庫支出金の減額や事業費見込み等に伴う 管渠整備事業費の補正等を行うものであります。

議案第51号田布施町介護保険特別会計補正予算は、介護サービス給付費の増額等を行うものであります。

次に、議案第52号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の1点目は、人事院勧告の取扱いについてであります。人事院は、9月30日、東日本大震災により調査ができなかった宮城、岩手、福島の3県を除く44都道府県の民間給与実態調査を行い、国家公務員の月例給について、平均で0.28%引下げる勧告を行いました。

政府では、国の厳しい財政事情及び東日本大震災に対処するためとして、本年度は、国家公務員については人事院勧告による給与引下げは行わず、平成26年度までの特例措置として、給与の平均7.8%削減を主な内容とする国家公務員の給与の臨時特例に関する法案により対応すると閣議決定を行いました。しかしながら、人事院勧告の取扱いについて与野党の調整がつかず、国家公務員給与の取扱いは未定のまま年越しとなり、来年の通常国会以降の対応となりました。

一方、10月28日に行われた山口県人事委員会の勧告は、給料表、期末勤勉手当ともに、据え置くというもので、山口県では県人事委員会の勧告をこれまでどおり尊重し、県職員の給料表の改定は行われません。

本町では、こうした国県の動向を注視しながら対応を検討してまいりましたが、さきの議員全員協議会で御協議申し上げましたように、県内では、人事院勧告に基づく給料表を引下げ改定する団体が多く、国の動向は不透明でありますが、本町もこれまでどおり人事院勧告に基づき給料表を改定しようとするものであります。

本町における給料表の平均引下げ率は0.314%となり、現給保障額についても人事院勧告どおり引下げることとしております。

なお、施行日は、国の動向等も踏まえ、附則で来年4月1日までの規則で定める日としております

が、人事院勧告の趣旨に沿い、来年1月1日の施行としたいと考えております。

改正の2点目は、給料表を6級制から7級制とすることについてであります。

本町の給料表制度の経緯を御説明申し上げますと、昭和60年度までは5等級制でありましたが、昭和61年度からは8級制により運用してまいりました。その後、平成18年度に、国制度の見直しにより、それまでの8級が、7級と6級に分割されることとなり、県内においては平生町、周防大島町、和木町が7級制で、本町、上関町、阿武町が6級制で対応してまいりました。

本町といたましては、周辺自治体との均衡を図りたいこと。また行政事務も年々高度化、複雑化しておりますことから、複数の課を統括、調整するなどの機構改革の検討を進めることにしており、その職務に対応する7級の導入につきましては、御理解をいただきたいと存じます。

議案第53号から第57号までは、のんびらんど・うましま、田布施町地域交流館、たぶせ特産加工センター、小行司特産加工センター、田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定に関するものであります。この5施設は、平成18年度から指定管理制度による管理運営を行っており、今年度末で2回目の指定管理期間が満了するもので、各指定管理者から提出された実績報告書等から課題や問題点を整理しました。これにより、本年9月から全員協議会等でも御協議させていただきましたように、指定管理に関する要綱及び仕様書並びに基本協定書(案)の見直しを行い、指定期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年として、再指定しようとするものであります。なお、全員協議会でいただきました多くの御意見につきましては、今後、各指定管理予定者と十分協議し、効率的で適正な管理運営の実現に向け、町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上、議案10件の概要を御説明しましたが、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、宜しく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長(谷村 善彦議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第48号、質疑はありませんか。国永議員。

- ○議員(6番 国永美惠子議員) 予算書の29ページ、町長の提案理由の説明の中にもありましたけれども、教育費の社会教育費の節の7と13、この詳細説明をお願いいたします。7の賃金のほうは、緊急雇用ではなかったかなと思うんですけども、これが減額。委託料のほうは、圃場整備との関連があるかなと思いますので、お願いします。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 門田社会教育課長補佐。
- ○社会教育課長補佐(門田 謙一君) 説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、まず62万9,000円の減額になっておりますパート、臨時雇いの賃金でございます。これについては、先ほど国永議員さん言われましたとおり、当初これのパート職員等による発掘等を考えておりましたが、これを賃金それから委託料こちらのほうへ振りかえをしたいとこのように思いまして、こちらを減額しております。

逆に、今度は文化財の史跡調査の委託料でございますが、こちらのほうにつきましては今、圃場整備の絡みを進めていっておりますが、少しでも早く圃場整備のほうがやりたく、実施することを望んでおるために、こちらのほうにもってきておるわけでございます。普通であれば、10月からの田んぼ等の耕作1回のときに、拡張するわけでございますが、耕作する間も荒廃地とかそういったところを発掘をしていくわけでございます。そのために予算がかなりオーバーとなっております。その関係で、ここに上げておるものでございます。以上です。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 地域的には広げていくという予算ですか。それとも地域は今までも変わらない。さっきおっしゃったようなさらに必要ということでしょうか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 門田課長補佐。

- **〇社会教育課長補佐(門田 謙一君)** 地域的にはそのままで予定しております。ただ、少しでも早い 圃場整備を取りかかりたいという意味合いで、お金が増額を要望しておるところでございます。
- 〇議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。
- ○議長(谷村 善彦議員) よろしいですか。
- 〇議員(6番 国永美惠子議員) はい。
- ○議長(谷村 善彦議員) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第49号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第50号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第51号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。
 議案第52号、質疑ありませんか。向井議員。
- ○議員(5番 向井 恒夫議員) さっき町長の提案理由の中で、役場の職員の給料をこれはいずれは 総務文教委員会にかけられるんだろうと思いますが、国の情勢がこの前の全員協議会の時には、国家 公務員が下がると、加えて地方公務員も率は変わるけれども、下げざるを得ないという背景があるん だという説明があって、提案理由の説明の条例の施行期日は、ここでは4月1日までの規則で定める という御提案ですが、ただいま町長の説明では、新年度1月1日から施行するんだというふうに私に は聞こえたんです。それは極めて大事な部分であって、要するにどちらが正しいんかというところを 御説明願いたいと思います。あとは委員会のほうで。それだけちょっと
- ○議長(谷村 善彦議員) それでは、答弁。
- ○総務課長(東 浩二君) 向井議員おっしゃいますように、国会で、私どももこういう展開になるとは余り10月当時は予測をしておりませんでした。国のほうは特例法案で7.8%引き下げされるということでございまして、自公民のほうが人勧を実施した上で7.8にという。この辺非常に同じように見えるんですが、なかなか譲れないということがあるようでございまして、臨時国会で可決成立まで至りませんで、自公民の案が人勧を実施した上で7.8%というものが、既に12月7日に国会に提出されております。ですから、両案とも継続審議ということになってしまいましたと申しましょうか、田布施町としては、臨時国会の間に施行日が決められるものというふうに、ぎりぎりまで、12月議案発送の日まで確認をしとったわけですが、翌日の9日の議会延長がないと、国会の会期延長がないという報道がございましたので、これまでどおりの4月1日までの規則で定めるということで出させていただきましたが、もう国がいつやるとも町としては確認がとれないという事態に至りましたので、基本的に町長が申しましたように、人事院の趣旨はもうこの4月から差が生じていると。1日も早く引き下げてくださいという人事院勧告が主でございますので、そうしますと、もう町の対応としては、1月1日からということが前提になるんじゃないかということを町長のほうが申し上げました。

提案いたしましたのは、この本会議中の御意見等もお伺いしながら、規則で施行日のほうは決めてまいりたいと思っておりますが、町のほうが予測しておりました施行期日が残念ながら決まりませんでしたので、こここれに至っては、1月1日ということが正しいんではないかという町長のほうの今、お気持ちがあるということでございます。

- 〇議長(谷村 善彦議員) よろしいですか。
- 〇議員(5番 向井 恒夫議員) 委員会のほうで。
- ○議長(谷村 善彦議員) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第53号、質疑ありませんか。畠中議員。

- ○議員(4番 畠中 孝議員) 今、手元にいただいているレジュメの参考というところに、一番下に 指定管理料等の概要というのがあるんですが、その右側の欄が24年度から26年度で上は330万 円、下が債務負担行為25年から26年度660万円となっておりますが、これは性質が違うという 意味で、こういうふうに分けておるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 落合課長。
- **〇経済課長(落合 祥二君)** 上の欄は、24年度の当初予算に330万円ということで、あとの平成25年から26年は、2カ年の債務負担行為ということで、2倍の660万円ということでございます。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 畠中議員。
- ○議員(4番 畠中 孝議員) それは性格は全部同じというふうに解釈していいんですか。
- **〇経済課長(落合 祥二君)** はい。金額は同じというふうに解釈していただいてよろしいです。
- ○議長(谷村 善彦議員) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第54号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第55号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第56号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第57号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第58号

〇議長(谷村 善彦議員) 日程第15、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者 の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条により、石田修一議員の退席を求めます。

[12番 石田 修一議員退席]

〇議長(谷村 善彦議員) 同じく、議長が除斥となりますので、退席をいたします。副議長と交 代のため、ここで暫時休憩とします。

[13番 谷村 善彦議員退席]

午後3時19分休憩

.....

午後3時20分再開

〔谷村議長退席し、林山副議長、議長席に着く〕

○副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

〇町長(長信 正治君) それでは、議案第58号について、提案理由を御説明申し上げます。議案第58号は、田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定に関するものであります。

田布施町高齢者介護予防センターは、平成18年度から指定管理制度による管理運営を行っており、今年度末で2回目の指定管理期間が満了となりますので、指定管理者から提出された実績報告書等から課題や問題点を整理いたしました。これにより、本年9月から全員協議会等でも御協議させていただきましたように、指定管理に関する要綱及び仕様書並びに基本協定書(案)の見直しを行い、指定期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年として、再指定しようとするものであります。

なお、全員協議会でいただきました多くの御意見につきましては、今後、指定管理予定者と十分協議し、効率的で適正な管理運営の実現に向け、町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上、田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、宜しく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

〇副議長(林山 健二議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第58号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(林山 健二議員) 質疑なしと認めます。

石田修一議員の復席を求めます。

〔12番 石田 修一議員復席〕

○副議長(林山 健二議員) ここで暫時休憩します。

午後3時22分休憩

.....

午後3時23分再開

〇副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

日程第16. 議案第59号

○副議長(林山 健二議員) 日程第16、議案第59号田布施町土地開発公社の解散についてを議題 とします。

地方自治法第117条の規定により岡崎南海子議員、河内 賀寿議員、藤山 巌議員の退席を求めます。同じく、議長が引き続き除斥となります。ここで暫時休憩します。

[11番 岡﨑南海子議員、10番 河内 賀寿議員、3番 藤山 巌議員退席]

午後3時23分休憩

.....

午後3時24分再開

○副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、議案第59号の提案理由を説明申し上げます。

議案第59号は、田布施町土地開発公社の解散について議会の議決をお願いするものであります。

田布施町土地開発公社は、昭和37年3月に財団法人田布施町開発公社として設立され、昭和48年3月に、山口県知事の認可を受け田布施町土地開発公社として今日まで、町と連携を図りながら公共施設用地の計画的な取得、または住宅団地や工業用地の開発など、町の発展、町民福祉の増進に寄与してまいりました。しかしながら、近年の社会情勢から先行取得の有用性も薄まっており、また今後、土地の先行取得、造成等の具体的な事業展開の見込みもない状況にあり、公社としての社会的役割及び所期の目的は達成されたものと思われ、その存続意義も極めて薄いものとなっております。

また現在、公社として保有する土地も負債もないことから、公社存続に要する経費の節減や事務の合理化の観点から、公社の解散が、11月25日の公社理事会において全会一致で議決されましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、公社の解散について議会の議決を求めるものであります。

以上、田布施町土地開発公社の解散について概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、 質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきます ようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

〇副議長(林山 健二議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第59号、質疑ありませんか。国永議員。

- ○議員(6番 国永美惠子議員) 事業が終わりましたって、事業が終わったというか、新規事業がなくなりまして何年になりますかね。最後の事業は、斎場でしたかね。ちょっとそのあたりをお伺いしたいんですけども。
- 〇副議長(林山 健二議員) 猪股課長。
- **〇企画財政課長(猪股 勝美君)** 今、国永議員が言われますように、最終の事業は斎場の用地取得、 造成になります。それが15年で終了しておりますから、それ以後、新規事業は行っておりません。
- 〇副議長(林山 健二議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。先ほどの町長の提案理由の中でもいろいろありましたけど、そういうことを考えますと、もう少し早くこの解散というものができたんではないかなという気がいたしますけど、そのあたりはいかがでしょうか。
- 〇副議長(林山 健二議員) 猪股課長。
- **〇企画財政課長(猪股 勝美君)** 鳥越高塔団地のほうに用地を求めて造成したときに、未登記の土地がありました。その土地の解決が去年やっと解決つきましたので、このたび解散の手続に至ったという経緯があります。
- 〇副議長(林山 健二議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 今の未登記の問題がよくわからないんですけど、もう少し説明していただけますか。
- 〇副議長(林山 健二議員) 猪股課長。
- ○企画財政課長(猪股 勝美君) 鳥越高塔団地の企業団地を造成するときに、相続登記がきちんとできていない土地を開発公社のほうから地権者のほうにお金を支払ったわけなんです。その支払ったけど、登記が実際に所有権移転されていませんでした。それが、その関係者の相続関係が、ハワイに何人かおられまして、そのハワイの方とのやりとりが長期にわたって、なかなか進展しなかったのが、昨年度一応解決したということで、やっと所有権移転ができたということで、整理できましたもので、こういう経緯になっております。
- 〇副議長(林山 健二議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) それは知らなかったものですから、そういう状況というのは、いい 状況じゃなかったということですよね。平たく言うと、まずかったということですかね。
- 〇副議長(林山 健二議員) 猪股課長。

- **〇企画財政課長(猪股 勝美君)** 好ましい状況ではなかったと思っております。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。
- ○副議長(林山 健二議員) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(林山 健二議員) 質疑なしと認めます。

岡﨑南海子議員、河内 賀寿議員、藤山 巌議員の復席を求めます。

[11番 岡﨑南海子議員、10番 河内 賀寿議員、3番 藤山 巌議員復席]

〇副議長(林山 健二議員) 議長と交代のため、ここで暫時休憩します。

[13番 谷村 善彦議員復席]

午後3時30分休憩

.....

午後3時31分再開

[林山副議長退席し1番席に着く、谷村議長、議長席に着く]

○議長(谷村 善彦議員) 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

日程第17. 議案第60号

日程第18. 議案第61号

〇議長(谷村 善彦議員) 日程第17、議案第60号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及 び規約の変更について及び日程第18、議案第61号山口県市町総合事務組合の財産処分についての 2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、議案第60号及び議案第61号の提案理由を説明申し上げます。 議案第60号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。 これは、平成24年3月31日をもって周南東部環境施設組合が退職手当支給事務を共同処理する 団体から離脱すること及び平成24年4月1日から交通災害共済事務を共同処理する団体に周南市が 加入することに伴う規約の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第61号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてであり、前議案で御説明いたしましたとおり、周南東部環境施設組合の脱退に伴う財産処分について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、2件につきまして概要を御説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長(谷村 善彦議員) これで提案理由の説明を求めます。

これから質疑を行います。

議案第60号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号から議案第61号までの14件は、会議規則第39号第 1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。 _____.

日程第19. 陳情第2号

○議長(谷村 善彦議員) 日程第19、陳情第2号陳情書、町有地の貸与及び資金援助についてを議題といたします。

陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり経済厚生委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

(ベル)

午後3時35分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 署名議員 署名議員

平成23年 第6回(定例)田 布 施 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成23年12月21日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成23年12月21日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第48号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について

(委員長報告)

日程第3 議案第49号

平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について

(委員長報告)

日程第4 議案第50号

平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について

(委員長報告)

日程第5 議案第51号

平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について

(委員長報告)

日程第6 議案第52号

田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)

日程第7 議案第53号

田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第8 議案第54号

田布施町地域交流館の指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第9 議案第55号

たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第10 議案第56号

小行司特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第11 議案第57号

田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第12 議案第58号

田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第13 議案第59号

田布施町土地開発公社の解散について (委員長報告)

日程第14 議案第60号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

(委員長報告)

日程第15 議案第61号

山口県市町総合事務組合の財産処分について (委員長報告)

日程第16 議案第62号

監査委員の選任について

日程第17 議案第63号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第19 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第48号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について(委員長報告)

日程第3 議案第49号

平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

日程第4 議案第50号

平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

日程第5 議案第51号

平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

日程第6 議案第52号

田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (委員長報告)

日程第7 議案第53号

田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第8 議案第54号

田布施町地域交流館の指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第9 議案第55号

たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第10 議案第56号

小行司特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第11 議案第57号

田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第12 議案第58号

田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について(委員長報告)

日程第13 議案第59号

田布施町土地開発公社の解散について (委員長報告)

日程第14 議案第60号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

(委員長報告)

日程第15 議案第61号

山口県市町総合事務組合の財産処分について(委員長報告)

日程第16 議案第62号

監査委員の選任について

日程第17 議案第63号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第19 閉会中の継続審査について

出席議員(12名)

1番	林山	健二議員	2番	西本	敦夫議員
3番	藤山	巖議員	4番	畠中	孝議員
6番	国永美	美惠子議員	7番	高川	喜彦議員
8番	清神	清議員	9番	木本	睦博議員
10番	河内	賀寿議員	11番	岡﨑南	南海子議員
12番	石田	修一議員	13番	谷村	善彦議員

欠席議員

5番 向井 恒夫議員

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 棟安 泰弘君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信	正治君	副町長	冨田	辰也君
教 育 長	尾﨑	龍彦君	総務課長	東	浩二君
企画財政課長	猪股	勝美君	税務課長	西本	浩二君
町民福祉課長	田縁	和明君	建設課長	川添	俊樹君
経済課長	落合	祥二君	健康保険課長	重森	陽君
学校教育課長	田中	章君	社会教育課長補佐	門田	謙一君
会計室長	西本	重貴君	収納対策室長	藤井	正彦君
給食センター所長	中野	哲朗君			

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(谷村 善彦議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、藤山 巌議員、畠中 孝議員を指名いたします。

日程第2. 議案第48号

日程第3. 議案第49号

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

日程第7. 議案第53号

日程第8. 議案第54号

日程第9. 議案第55号

日程第10. 議案第56号

日程第11. 議案第57号

〇議長(谷村 善彦議員) 日程第2、議案第48号平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定についてから日程第11、議案第57号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理の指定についてまで10件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長(石田 修一議員) おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。 去る12月13日、本会議において当委員会に付託されました議案第48号平成23年度田布施町 一般会計補正予算(第4号)議定について及び議案第52号田布施町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について、12月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申 し上げます。

議案2件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本委員会の報告とします。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 次に、清神経済厚生委員長。
- ○経済厚生委員長(清神 清議員) 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第49号、議案第50号、 議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号について、 12月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案8件については執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおりであります。

なお、議案第54号につきましては、反対意見も出され、採決においては一人が退席することとなり、結果、賛成2人、反対2人の可否同数となりました。よって、委員長の決するところとなり、委

員長の賛成で可決すべきものとなりました。

残りの議案7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 なお、議案58号については、別途報告をいたします。

以上をもちまして本委員会の報告といたします。

○議長(谷村 善彦議員) これから各委員長報告対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第48号、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。

次に、議案第49号から議案第51号まで、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。

次に、議案第52号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。

次に、53号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。

次に、議案第54号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。

次に、議案第55号から議案第57号まで、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第48号平成23年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定についてを採決します。 本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願い ます。

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についてから、議案第51号平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定についてまで、3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第49号から議案第51号まで3件は、 委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第53号田布施町のんびらんど・うましまの指定管理の指定についてを採決します。 本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議員(11番 岡崎南海子議員) 議長、退席させていただきます。

[11番 岡﨑南海子議員退席]

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

[11番 岡﨑南海子議員復席]

次に、議案第55号たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定についてから、議案第57号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第55号から議案第57号までの3件は、 委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第58号

〇議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第12、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定 管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条により、石田修一議員の退席を求めます。

[12番 石田 修一議員退席]

○議長(谷村 善彦議員) 同じく議長が除斥となりますので、退席いたします。副議長と交代のため、 ここで暫時休憩をいたします。

> [13番 谷村 善彦議員退席] 午前9時12分休憩

.....

午前9時13分再開

〔谷村議長退席し、林山副議長、議長席に着く〕

○副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。清神経済厚生委員長。

〇経済厚生委員長(清神 清議員) 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第58号田布施町高齢者介護 予防センターの指定管理について、12月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について 御報告申し上げます。

議案第58号について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のと おりでありますが、2人の反対討論が行われた後、採決の結果、賛成2人、反対3人となり、賛成少 数で否決するべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして本委員会の報告といたします。

- **〇副議長(林山 健二議員)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。高 川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 委員長にお尋ねをいたします。

この議案については、平成18年の9月20日に最初の指定管理についての議決を行いまして、その折は全議員の賛成でありました。続いて平成20年12月の議会において、やはり2回目の指定管理の議決が行われたわけでありますが、このときも全員賛成でありました。このたびが3度目の議決ということになるわけですが、今回、どうして否決に至ったのか。その理由をお尋ねをいたします。

- **〇経済厚生委員長(清神 清議員)** ここでよろしいでしょうか。前に出ましょうか。
- 〇副議長(林山 健二議員) 清神経済厚生委員長。
- **〇経済厚生委員長(清神 清議員)** それでは、ただいま質問が委員長にありましたので、その説明 をさせていただきたいと思います。

15日に経済厚生委員会を行いまして、この田布施町高齢者介護予防センターの指定管理について 協議をいたしました。その際、反対討論が2件ございまして、その中の要点筆記をしておりますので、 申し上げたいと思います。

まず、反対討論の要旨ですが、一つといたしまして、指定管理者は一定の権限を持った行政の代行者となるものです。したがいまして、本議案について申し上げれば、指定管理の相手は施福会の理事長という代表者であり、町会議員でもある人でございます。言いかえれば、町長の権限を町議会議員に権限を移行することになります。このような状況をつくることは避けるべきだという御意見がございました。

また、議員は自ら高潔性を示し、町民の信頼にこたえる必要があるということです。議員倫理からしても、常識的観点からしても、議員が町長の代行となる本議案に賛成できないというようなことがございました。

二つ目に、介護事業は大事な事業であって、他に任せるという発想はすべきではなく、町が町民のために率先してやる姿勢が大事なので、町がやるという観点から反対という討論がございました。

以上、要点ではございますが、そのような反対討論がございましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○副議長(林山 健二議員) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○副議長(林山 健二議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。議案第58号、討論はありませんか。
- 〇議員(7番 高川 喜彦議員) 賛成討論行いたいと思います。原案に対する賛成討論。
- ○副議長(林山 健二議員) 岡崎議員はどちらですか。
- 〇議員(11番 岡崎南海子議員) 反対討論です。
- **〇副議長(林山 健二議員)** 高川議員。まず、原案に賛成者の発言を許します。
- 〇議員(7番 高川 喜彦議員) 私は、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者 の指定について、委員長報告は否決でありますが、私は原案のとおり決定することに賛成の立場から 討論をいたします。

議案第58号は、地方自治法第244条公の施設に関する議案であります。これについて原案に賛成討論をする理由を、初めに4点ほど申し上げます。

第1点は、合法性の観点であります。指定管理者に指定しようとする団体は、何ら法律に抵触しない正当かつ合法なる指定団体であります。今、委員長から反対理由を伺いましたが、何ら法に抵触することはありません。

第2点は、これまでの経緯と実績、そして議会の対応について、その手続並びにこの3年間ずつ2回にわたる指定管理においては、本当に何の問題もない、いわゆる合法性、また正当性を保障する条理としてもいうことないのであります。

第3点は、町による直接運営は実際現状できる相談ではなく、荒唐無稽な話と受け取られてもいたしかたない。また、本案に反対して、今すぐほかに代替する施設があるかということであります。非現実的、非合理的な、私は否決理由であるというふうに受けとめました。

第4点は、議会の議決についてお互いに責任があります。議決に対する個人の思いは自由でありますけれども、この施設の利用者は平成22年度には221人の町民が利用され、それぞれ、後ほど申し上げますが、この施設の持つ大切な事業の意味を全うして、町民福祉の増進と、そして利用者の本当に喜び、また非常に福祉についての十分な勤めを果たしているということが言えます。その意味で、我々の議決の1票というのは、やはりこの際、町民福祉の増進と利用者に困惑させない、当惑を招いてはいけない、停滞をさせてはいけないということをしっかりと自覚、認識をして議決をするべきだということであります。このことについて、もしそうしたところに問題があるのであれば、それは今後の福祉政策の中でしっかりと対応していけばいい。ただ、今、当面そうしたことが見つかりません。でも、そもそも、高齢者介護予防センターは特別養護老人ホームたぶせ苑の中に併設される介護予防拠点施設として、国の事業認可を受け設置された施設であります。また、平成12年12月定例会の高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の審議において、この施設がたぶせ苑の中に併設される施設であり、管理を施福会に委託することについても、全員一致で賛成し、議会としてこの管理運営形態を良としてきた経緯があります。

次に、管理運営状況でありますが、さきに申し上げましたように、高齢者介護予防センターでは、 開設以来10年間にわたり予防教室、生きがいデイサービス、機能訓練事業といった具体的なサービ スが提供されていますが、これは施福会や包括支援センターの職員など、介護予防にかかわる多くの 関係者の献身的な努力によって支えられてきたもので、町みずからが管理運営するよりも充実した サービス提供ができる典型的な事例であり、私は原案のとおり施福会に再指定されるべきものであり、 現にサービスを利用されている方々も同じ願いであるというふうに思います。

最後に、指定管理者の代表が町議会議員であるということが反対の理由とされているようでありますが、あくまで指定管理者は法人または団体であって、個人を対象とするものではありません。また、指定管理者の指定は契約ではなく公の施設を管理する権限自体が指定という行政処分により生ずるもので、そのため、町と指定管理者は取引関係にはなく、地方自治法の兼業禁止の規定等が適用されないことは、再三説明も受けておりますし、それをもって否決理由とすることは適切でないと考えます。こうしたことから、私は原案のとおり田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者に施福会を再指定することに賛成します。どうか議員各位におかれましても、ただいま申し上げました私の考えに御賛同いただき、本当に町民福祉増進のためにぜひお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。以上で討論を終わります。よろしくお願いいたします。

- 〇副議長(林山 健二議員) 次に、原案に反対者の発言を許します。岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 私は、議案第58号介護予防センターの指定管理について、反対の討論をします。

この問題は、この介護の問題もさることながら、さまざまの日本のあり方の、法のあり方の根底について学ぶよい材料を提供してくださったと感謝しています。その立場で、私はよい教材をせっかく提供してくださったのですから、反対討論という形でそれを皆さんにお話ししてみたいと思って、反対討論に立ちました。

まず一つ目、二つありますが、一つ目、次のような説が昔からあります。現在の高齢化社会は日本の大問題ですが、これは選挙の票集めのためにつくられたという説です。高齢化問題は日本の未来を決めてしまう大変な問題になっているということは、皆さんご存じと思います。その原因はどこにあ

るのかというところから、どんな問題も深い原因からたどらないと、本当の解決には至らないと思うのです。高齢化社会は選挙の票集めのためにつくられたという説をここで取り上げます。

これは、とても国民、市民にとっては迷惑なことです。老人介護がその結果生まれたものです。すると、そのように論理を進めれば、まさに今の負担の多い老人介護事業は、まさに過去の過ちの償いをしているということになります。

さて、償いはだれがすべきでしょうか。それは、それをした人が先行行為に基づいて後行行為の義務が発生するわけですから、原因をつくった人が償いをするわけです。平たくいえば、今ここで指定管理といって民間活力を利用するという立場なんですけども、平たくいえば、民間の人にその責任があったでしょうか。やはり行政がそういうふうに持ってきたわけですから、先行行為に基づく後行行為の責任という立場に来れば、それは行政サイドの人がその償いをすべきではないでしょうか。こういう論理に気がついてほしくて、私はあえて反対討論に立ちました。ですから、もしここで介護を指定管理制度にゆだねるとすると、つまりは民間の力を借りるものですから、結果的に行政は自分の過ちを他になすりつけるという行為になってしまうわけです。当事者はそんな悪意はなくても、結果的にはそういうことになってしまうわけです。そういうふうな齟齬があらゆる場面で生じたとき、国が滅びます。もちろん、町も滅びます。それを憂いて、私はあえて反対討論に立ちました。

ですから、今までのいきさつから、聡明な皆さんはすぐわかっていただいていると思うんですけど、 やはり介護事業はどんなにつらくても、どんなに大変でも、東北震災が起きたぐらいに大変だとして も、やはりこれは行政が泣き泣きしなくちゃいけない仕事じゃないかな、それで初めてすべての場面 が、すべての人々、すべての業界がうまく回るきっかけになるんじゃないかと思います。だから、も ちろん行政は大変と思いますが、やはりこれは行政の責任と思い、反対討論の立場に立ちました。

で、先ほどの賛成討論の言葉をちょっとお借りして失礼ですが、現実、たぶせ苑のこの介護予防センターを利用している人たちの利益はどうなるのかという問題ですが、私はこれを討論するにあたって、ちょっと役場の方に質問に行きました。で、差し向きお聞きしたのは、この施設を無料で、ただでたぶせ苑にプレゼントするという問題について聞きに行ったわけですけど、なぜそんなことをするんですか、お金のある人って違うなと思って聞いたんですが、もうとにかく民間がものすごくこの事業を積極的に取り組み、役目も果たしてて、はっきり言って悪いですけども、たぶせ苑に併設されているこの施設はあんまり有効性がないのだという、とにかく民間に負けてしまっているのだというような説明を受けました。そして、先日ここのセンターに行って見学をさせていただきましたら、いわゆる自立者、要支援でなく自立者は、城南方面の自立者が四、五人来られてますという説明でした。下田布施とか東校区の方は、それは近いほうがいいですから、近いところに行くでしょう。この施設は、やはり城南にあるので、城南の人が四、五人行っているという説明でした。だから、全体的に大変失礼な表現ですが、役場の人の言葉、たぶせ苑での見た様子を見たときに、これはだんだん利用価値がなくなっている建物なんだなという認知を受けました。

そして、二つ目の根拠は、前の議会のときでしたが、このような説明がありました。それは、この建物を無償で、ただでプレゼントするという問題について議論している最中のことでした。ある議員がこのように質問をしました。「実際の活用が少なくなっている現状で、この建物をもしたぶせ苑の所有物にしたときに、たぶせ苑は必ずしも介護予防に使わず、ほかの用事に使う可能性もあるんですね」、という質問が出ました。そのとき否定はされませんでした。その解答は、否定ではありませんでした。必ずこの介護予防にしか使うことはありませんという言葉はありませんでした。ほかの用途に使う可能性もありますと言われました。

そういうことも考えて、私は総合的に、ここの施設はだんだん溶けてなくなっていくような過程の中にあるんだなというイメージを持ちました。ですから、先ほど賛成者の方が言われたように、今、利用している人たちの行き場がないではないか、これは、今、ものすごく大変、大繁盛していて、本当にたくさんの人が路頭に迷う的な危機はないと私は感じたのです。今のような理由づけで、皆さん

が納得してくださるかは、それ以上にいろいろ見聞を高めておられる方々ですから、私以上に説得力ある内容を心の中にお持ちと思いますけども、私はそういう裏づけもあって、総合的に、本当に総合的に町民のことを考えたときに、さて、過去の責任の償いを民間になすりつけるのがいいのか、教育的な面でもいいのか、今、通っている人が、本当城南の人だけだという状況の中で、無理にこれをまた一繁盛させるのがいいのか考えたときに、やはりこれは一応、反対討論ということもしなくてはいけない、流れの中に身を任すという考え方はいけん。その中に一石投じる人も必要だという立場で反対討論をさせていただきました。誤解していただきたくないのは、もちろんみんなが幸せになってほしいという願いには変わりありませんが、幸せになっていく道に、やはりちょっと逆らう人間があってこそ、本当にまた美しい花も咲くわけですから、そういう意味で私の反対討論を聞いていただけたらと思います。

さて、長くなって申し訳ありません。前の賛成討論の方がすごくいいことを言ってくださったので、 私もこういう演説ができるのですごいうれしいです。

2番目のことは、次のようなことです。賛成者の方は、まったく合法的な指定団体であって、町会議員であってもまるで問題はないということを主張されました。確かに法治国家にあって法にあっているということが、まず第一歩です。そしてこれは、法でしろ、法でいけませんとは一つも書いてありません。ただし、次のような文もあるんです。法では、地方自治法では悪いともいっていません。けれど、各地方自治体が倫理に反して悪いと判断したら、条例で禁止条例をつくることができるということも書いてあります。法というのは、あくまでも基準を示しているわけですから、具体的な場面で本当に幸せに導くような細かい法、試行法、条例をつくるのが、それこそ地方自治体の役目なんですね。ですから、この法律も条例で禁止もできると言う猶予を与えてくれているわけです。だから、法がそうだからすべてだという解釈は、ちょっと危険ということも、この問題で私たちはとてもいい教材としていただけたと思って、また反対討論でしゃべりたいなと思ったわけです。

つまり、この指定管理者団体の代表は、町会議員です。それは確かに地方自治法では兼業禁止に触れてませんので、違法ではありません。でも、皆さん、考えてください。皆さんの長い人生経験の体験の中で、違法ではないことが即100%正しいことでは同値である、まったく等しく同値であるとは、皆さん、長い人生経験の中で思ってはおられないと思います。

そして、市民もみんな知っています。何を知っているか。自分たちの苦い生活体験の中で、法とは必ずしも市民を守るものではない。守ってくれる場面もある。けれども、いじめる道具になる場面もある。この法の気ままさを学ぶよい教材だと思って、私は反対討論にあえて立ちました。ですから、もちろん法に合致しているかどうかは最小限の条件であって、だからすべてが、100%がそれが肯定される条件かという論理はちょっと飛躍だということを御理解いただきたいです。法には必ず猶予の範囲というものがつくってあるのは、自分が、法自身が誤りを発する可能性を感じているから、猶予の部分をつくっているわけですから。だから、法は合法であるから、すべて100%正しいという考え方は間違いということをまた学ぶよい教材だったなと思って、私はいい教材を与えられたと思って、あえて反対討論に立ちました。で、ただ一つ大きな目で判断していただきたいということが、平たく言えばそういう言葉なんですが、回りくどくなって本当に申し訳ありません。

以上のような理由が、私が議案第58号介護予防センターの指定管理について反対討論をした理由です。皆様の長い人生経験と御体験をお願いしたく、もっぱらそれを引っ張り出したいという願いで反対討論をしたのです。一番、議会にかけているのはそれだと思ったからです。これからの別の案件での審議にその事が役に立ったらうれしいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

- ○副議長(林山 健二議員) ほかに討論はありませんか。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 議事進行についてですが、私、反対討論ですので、賛成討論があれば先にしていただいて、その後にしたいと思います。
- ○副議長(林山 健二議員) 賛成討論の方、ございますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○副議長(林山 健二議員) 反対討論の国永議員、発言を許します。
- 〇議員(6番 国永美惠子議員) 議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定 についてにつきまして、反対の立場から討論をいたします。

平成15年、2003年に地方自治法の一部改正が行われ、公の施設の管理、地方自治法244条の2の3項につきましては、「その管理を普通公共団体が出資している法人で政令に定めるもの、または公共団体もしくは公共団体に委託できる」から、「法人その他の団体であって当該普通公共団体が指定する者に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と改定されました。このことは「委託」を「代行」に変え、これまで地方公共団体の管理権限のもとに受託者が行っていたものを、指定管理者が代行できることとなりました。したがって、指定管理者は一定の権限を持った行政の代行者になるということ。指定管理の範疇において、地方自治体の町の権限を指定管理者が代行できるということであります。

本議案について申し上げれば、指定管理者は社会福祉法人施福会で、代表者理事長は、本町議会議員であり現議会総務文教委員長でもあります石田氏です。一理事ではなく理事長という代表者であります。このことは、いいかえれば、町長の権限を町議会議員に代行させることにほかなりません。まずこのような状況をつくりだすことは避けるべきと考えます。さきの9月定例会、9月14日、経済厚生委員会協議会におきまして、高齢者介護予防センター、これは国の補助100%で建設したもの、内訳は本体1,800万円、備品260円ですが、これを施福会に無償譲渡する案が示されました。そこにおきまして、協議の中、一委員から「町民から不信感をもたれたくない」趣旨の発言がありました。まさに私ども議員は、町民から針の先ほどの疑念も持たれることがあってはなりません。私ども議員は、みずからが高潔性を示し、町民の信頼にこたえなければならないと考えます。町議会議員が町長の代行をすることになります本議案につきまして、私は議員倫理の観点から、また常識的観点からしましても、認めることはできません。なお、賛成討論では問題ないとされました。議員倫理の観点から、私が申し上げたことにつきまして解決に努力されれば、反対するものではございません。したがって、この点を3月議会に向けて努力されれば何の支障もなく指定管理に出せると考えます。新年度に向けて十分間に合うと考えます。もう一度申し上げます。議員倫理の観点から、また常識的観点からしまして、この議案を認めることはできません。

以上を、私の反対討論といたします。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議員(7番 高川 喜彦議員) 暫時休憩を提案します。
- 〇副議長(林山 健二議員) 暫時休憩をいたします。

午前9時47分休憩

.....

午前9時49分再開

〇副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し議会を再開します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(林山 健二議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを採決します。 本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。原案のとおり決する ことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇副議長(林山 健二議員) 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

石田修一議員の復席を求めます。

[12番 石田修一議員 復席]

〇副議長(林山 健二議員) ここで暫時休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前9時51分再開

〇副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

_____.

日程第13. 議案第59号

○副議長(林山 健二議員) 次に、日程第13、議案第59号田布施町土地開発公社の解散について を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡崎南海子議員、河内賀寿議員、藤山 巌議員の退席を求めます。

[11番 岡﨑南海子議員、10番 河内賀寿議員、3番 藤山 巌議員退席]

○副議長(林山 健二議員) 同じく、議長が引き続き除斥となります。

ここで暫時休憩します。

午前9時51分休憩

.....

午前9時52分再開

〇副議長(林山 健二議員) 休憩を取り消し、本会議を再開します。

委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

〇総務文教委員長(石田 修一議員) 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において当委員会に付託されました議案第59号田布施町土地開発公社の解散について、12月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第59号について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のと おり全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

〇副議長(林山 健二議員) これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(林山 健二議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第59号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(林山 健二議員) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号田布施町土地開発公社の解散についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長(林山 健二議員) 起立全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで岡﨑南海子議員、河内賀寿議員、谷村善彦議員、藤山 巌議員の復席を求めます。

[11番 岡崎南海子議員、10番 河内賀寿議員、13番 谷村善彦議員、3番 藤山 巖議員復席]

○副議長(林山 健二議員) 議長と交代のため、ここで暫時休憩をします。

午前9時54分休憩

.....

[林山副議長退席し1番席に着く、谷村議長、議長席に着く] 午前9時55分再開

○議長(谷村 善彦議員) それでは、休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

日程第14. 議案第60号

日程第15. 議案第61号

〇議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第14、議案第60号山口県市町総合事務組合の共同処理する 事務及び規約の変更について及び日程第15、議案第61号山口県市町総合事務組合の財産処分につ いての2件を一括議題とします。

委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長(石田 修一議員) 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第60号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について及び議案第61号同組合の財産処分について、12月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本委員会の報告とします。

○議長(谷村 善彦議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第60号及び議案第61号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について及び議 案第61号山口県市町総合事務組合の財産処分についての2件を一括して採決します。本件に対する 委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第60号及び議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第62号

日程第17. 議案第63号

○議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第16、議案第62号監査委員の選任について及び日程第17、 議案第63号人権擁護員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、本日追加上程させていただきました議案第62号及び議案第63号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案第62号は監査委員の選任についてであります。

本案は、田布施町監査委員今井清弘氏の任期が本年12月をもって満了することに伴い、引き続き 同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであ ります。

今井氏は、人格及び識見に優れ、監査委員として適任と考え提案するものであります。

議案第63号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

現在、本町では、金長広典氏、清水俊澄氏、銭谷忠義氏、谷 茂子氏の4名が法務大臣の委嘱を受

け、人権擁護委員として活動されています。本案はこの4名のうち、金長広典氏の任期が平成24年 3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

金長委員は、昭和59年から人権擁護委員として広く活動され、特に子供の人権問題についての理解が深く、委員として最適任と考えております。

以上、議案2件について概要を説明しましたが、詳細につきましては御質問に応じ私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を承り、議決いただきますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長(谷村 善彦議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第62号、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。
 - 議案第63号、質疑ありませんか。畠中議員。
- ○議員(4番 畠中 孝議員) この候補者の金長氏なんですけども、町の教育委員長を務めておられます。それから、社会福祉協議会の会長も務めておられる。どうもいろんな役職をたくさん一人の人物に偏り過ぎているんではないかという懸念がございます。そこらあたり、どういうふうに考えておられるか、聞かせてください。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 金長委員につきましては、いろんな町の役職をお願いしているし、いろんなボランティア活動等にもお願いをしております。ただ、非常にお若い方で、私なんかよりもっとお若い方で、精力的にいろんなお願いしたことを引き受けていただいているということ。一人に偏っているという御質問でありますが、御本人からはそろそろ辞退したいということを再三言われるんですが、非常に扱っていただける諸案件すべて一生懸命やっていただけるということで、引き続きお願いしたいという要望を申し、本人のほうからはいろんな業務が重なっているからということで辞退の経緯もあったんですが、今後我々も変わられる方をしっかりと、今後探していかなきゃいけないことも含めてお願い申し上げたら、当人のほうからわかりましたという御返事をいただいております。

将来に向けては、町のいろんな人材をしっかりと出して行かなきゃいけないという気持ちを持って おりますので、また議員の皆さんからにも御相談申し上げる経緯がいろいろあろうと思いますが、そ の節はよろしくお願いします。そういう状況であります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 私も畠中議員と同じふうに思っておりました。金長氏は9月議会に 名前が挙がり、教育委員の任命について同意を町長求められました。9月議会に続いて同じ人物とい うことになります。そこでお尋ねしたいんですが、町長は広く町民から、町内から人材を求めようと いうお考えはないんでしょうか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 広く町内から人材を求める必要があります。偏られることも決していいことではないんですが、実際の職務関係につきまして仕事のお願いをする内容につきましては、やはり適材適所適任でないといけない部分があるということもあるし、これまでの経緯においてやっていただいた経緯が、しっかりとやっていただいているということと、そして年齢的にも若いし、町のためにというお気持ちをいただいておりますから、お願いを申しあげております。決して町内全域からの人材については、決して求めていないということではありません。できる限り、そのために議員さん方にも御相談も申し上げなくてはいけないということで、先ほど申し上げたとおりでございます。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) お若いとおっしゃったが、私もこの方と同級なんです。どうもこう

いう数人の方に町長は固執をしてらっしゃるんではないかと、こういうふうに考えるんです。そうしますと、町長の中には、求めなきゃいけないとはおっしゃるけれども、町長の頭の中には町民の中に人材がいないというふうなのが、一部お考えが頭の中にあるんではないかと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) そのようなことはありません。1万6,000人有余の田布施町民全域、これは大人じゃなしに子供も含めてですが、1万6,300人有余いらっしゃいます。その中で、適材適所としてやはりお願いできる方はこれからも人材として求めていかなきゃいけないという意識はいつも持っております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) そうしますと、今後何度も同じ名前の方が挙がってくるということはかなり薄くなると、ないのではないかというふうに考えますが、町長の御答弁からしてそういうことでよろしいでしょうか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 人材でありますから、探していることは事実であります。それが適任であるかという状況は、今後判断しなきゃいけません。やはり同じ名前の方がやはり出てくる方もあろうかと思いますが、それはすべてにおいてやはり適任であるということを第一条件にやはりしていかなきゃいけません。どなたでもいいというわけにいかない部分もあります。ただし、広く求めていく必要はあるということだけは、先ほど答弁したとおりでます。
- ○議長(谷村 善彦議員) そのほかありませんか。木本議員。
- ○議員(9番 木本 睦博議員) 私も畠中議員の言われる、人権擁護委員会というのはもう3年やっておりますが、金長氏は一度も出席されておりません。多忙であるのか本気で取り組んでいらっしゃるか、到底疑問に思いますが、どうですか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- **〇町民福祉課長(田縁 和明君)** 人権擁護委員の会合ですか。
- ○議員(9番 木本 睦博議員) 会合に出席していないんです。
- 〇町民福祉課長(田縁 和明君) 人権擁護委員の会合といいますと。
- ○議員(9番 木本 睦博議員) 人権擁護委員会て、思いますが。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) 自治会の中にはないと思いますが。
- 〇議員(11番 岡崎南海子議員) 自治会館、麻郷福祉会館、私が昔やっていたことです。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) 人権教育推進協議会の委員さんという意味ですね。だから、これはあくまでも人権擁護委員さんですから、法務省の関係でございますので、基本的には法務局に拠点がありまして、そこの会議は出席されておりますし、例えば町内で一番よくあるのは困りごと相談でございますが、そちらのほうにも出席されておりますし、そういう決められたことについては、会議には出席されていると思います。

ただ、今、人権教育推進協議会のほうには出席されているかどうかわかりませんが、一応通常の人権擁護委員さんの会合には出席されております。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑委員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 済みません、さまざま町長に聞きたいので、一つ一つ答えてください。

金長氏は、私は昔から知ってますが、麻郷の神社の八幡様の神主として御払いに来たというところから知ってますが、さて、町の役職として、田布施町の役職として登場してこられたのはいつからですか。町のお役の方として田布施町に登場して登場してこられたのはいつからですか。

〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

- ○町長(長信 正治君) くわしく状態はわかりません。今回の59年からの人権擁護委員というのは、資料等に残っておりますし、私は金長委員さんとは、金長委員さんが麻郷小学校のPTAの会長をやられていた当時からのお付き合いであります。ですからもう大方20数年、30年近くになるかと思います。若い時からいろんなボランティア含め、いろんな諸活動に貢献されているし、町のいろんなところに、多分、いろんな形で貢献されていると思います。いつから町のそういう役職におったかというのは、ちょっと調べてみないとわかりませんが、若いときからやってらっしゃることだけは間違いありません。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) すみません。今のこの議員の盛り上がりを見て、いつからこの田 布施町のホームページに登場したかは、とても重要なことですから、知りませんでなく、ちょっと参 与の方に調べてもらえないでしょうか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) 町内でいえば、今の人権擁護委員の関係は昭和59年でございます。子供の人権専門員が平成7年からでございます。それで、町の教育委員会の委員さんになれたのが平成11年ということでございます。以上でございます。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 田中課長。
- **〇学校教育課長(田中 章君)** 彼が教育委員のあれですが、就任ですが、平成11年10月1日からとなっております。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) ということは、逆に17年前から登場した人物ですね。私たちとてもよく知っているのは、たびたび候補になり、たびたび応益を、例えば町のまちづくりのプランをつくるときの会長でもあったし、すべての場面にあの人は出てくる人です。

さて、一つ気がついてほしいのは、私が前の議会のときに、教育委員の選任に金長氏を否定したということです。ストレートにその人を否定することは人権にもかかわる、まさにこの方は人権の相談の先生ですが、人権にもかかわると思って決してストレートな表現はしなかったですが、少なくとも反対討論が出るということは、何かマイナス要因が、言葉には出せない、しゃべれないけど何か反対要因があるんじゃないかなと想像するのが首長という者です。首長の資質です、そこも。いいですか。私はああいう反対討論が堂々と出た、反対討論するについても、この一議員としてはかなり勇気のいることはわかるでしょう。でもそれをあえてした、しなくちゃいけない長年のいきさつがあったということを想像できるところが首長たるところなんです。ほかの参与の人たちと違うところなんです。それを1点、なぜそれをくみ取ってくださらなかったのかという町長の思いに対する疑問があります。まずそれを一つお尋ねします。

その次に、人材を広く探したとおっしゃいますが、もう一度確認します。このたび金長氏を出すについては、他の人材に当たった後、やはり金長氏が最適ということで、最後やはり金長氏に公務が回っていたのでしょうか。それとも、この人が続けてええなという思いから、すぐ金長氏にしたのでしょうか。そのいきさつを教えてください。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- 〇町長(長信 正治君) 1点目は私が答えます。

選任する場合において反対討論があったという経緯、それは9月の議会でありますからよく知っております。これは、個人的な判断でおかれた形だろうと思いますし、議員さんの反対討論は、今、発言いただきましたので、そのことについてもよくわかっております。ただ、それとこうして議会に提案することとは、また別問題であります。我々執行する立場において、その方がいいという判断のもとで御提案申し上げているわけですから、その御提案した中に対して反対されたからそれを考慮しろという状況であるだろうという発言に聞き取れました。決して考慮するとか考慮しないとかちゅうの

は、その議決に対してされたことでありますから、こちらが新たなものを提案するに対して以前された議決を考慮して物事を進めると言うことは、非常に難しい判断をしなきゃいけない、その討論に対して、反対に対することでありますから、それは私自身が判断することでありますから、それに対してお答えするのは、そういうお答えしか、私自身が判断して御提案申し上げる、首長の資質をと言われましたが、これは本議会の今、議案として提案しておる項目にかかわりませんから申し上げませんが、岡﨑議員がこのことについて私に申し述べられるんであれば、いつでもお話を伺います。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) まず、候補者の関係ですが、私どももこの金長氏以外にも一応候補者としては数名上げておりました。しかしながら、今、4名実質おりますが、その中で2名はまだ新しい、経験の浅い方でございます。そういう意味合いで、まだ金長氏もまだ若い、そして後継者を養成するという意味で、このたび再任をして、若い二人を育てて行ってもらいたいという経緯がありまして、このたびでは再任ということにいたしました。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 畠中議員。
- ○議員(4番 畠中 孝議員) たくさん意見があると思うので、あると思いますが、あまりこの問題だけでだらだらやることもいい加減止めにゃいけんという気持ちもありますし、金長氏が適任であるか不適任であるかということは、私は申しません。ですが、いろんな重要な場面で、同じ人物の名前が登場してくると言うことも、違和感が感じられるところでもありますし、町長が先ほど説明の中で、当人は忙しいから辞退をされておるという話でもありますから、当人が辞退されておるのを、無理矢理また押しつけるということも、非常に不思議な気分もするんですが、そういったところで、幅広い人材というのは町の中にはたくさんおると思いますし、そういうことで幅広く人材を発掘していかれるよう要望いたします。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 時間がないので、一つ町長にお願いがあります。

今の畠中議員の意見、正にそのとおりで、本人が断っちょるのにあえて頼むというのは、何かあるんではないか。つまり、私どもからいえばこういう言い方をしたいんです。町長はこの人が適任と思うからこの人にする、それは当然のことです。だれでもそうする。だけど、一つ考えてほしいんです。町長の価値観、意見も、あくまでも1万6,000分の1でしかないんです。少し視野は広いかもしれません。御役目から視野は広いかもしれませんが、1万6,000人には1万6,000人の価値観とかものの考え方がある。そういう観点から、町長の価値観もやはり一部の価値観、一価値観でしかないんです。その価値観を、どこまでも追及するということは、そうでない価値観を持っている人にとっては、とても迷惑なことです。そういう相対性ということもよく理解してほしいと思う。そういう相対性という考え方があるから、御役の人たちは一定期間で次々変わるわけです。意図的に変えるんです。今度はこのグループの利益を代表する、今度はこういう考え方の人の利益を代表する必要があるということで、転々と変わるのはそういう差別が起きないためです。それをわかってほしいんです。

- ○議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員、質疑をしてください。あなたの意見を述べるんじゃなくて、質疑をしてください。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) はい、という意見なんですが、町長はそういうものの考え方についてどう思いますか。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 長信町長。
- ○町長(長信 正治君) 先ほど申し上げたとおりであります。私自身の考えで申し上げているわけですから、岡崎議員さんもそういう考えがあって、しかるべきだろうと思います。畠中議員さんが言われました意見は、確かに御辞退をされたのを引き続いてやらすのはどうかということですが、先ほど担当のほうから申しましたように、やはり大事な役職でありますから、人権の関係でありますから、

ひとつ引き続いてというお願いを私は申し上げました。固い御意志、辞退であろうという意味でもあったんだろうと思うんですが、わかりました。次の人がちゃんと育つようにということもお願い申し上げてお引き受けいただいたという経緯であります。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 当たられて、最初お断りになって、また再度というところは、お願いをされたのはわかるんですが、それは確かに、最初この人がだめだったから、次の人ということでは、逆に次の人に対しては大変失礼なことになろうかと思うんです。他に候補者もあったというふうな答弁だったと思うんです。課長の、ちょっと課長が言ったとき、私よく聞きとれなかった部分があったんです。ほかに候補があったにも関わらずということかなと思いますと、一体そこは本人が一度お断りになったときには、探されなかったのか、ほかの候補の方には当たられなかったのかというところを聞かせてください。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- **〇町民福祉課長(田縁 和明君)** 他の候補には、まだ金長氏の中の話の中でということをわからないので、そのほかの候補には直接は当たっておりません。以上です。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 国永議員。
- ○議員(6番 国永美惠子議員) 結局、広く人材を求めると言っても、最初からその人に1点、決められて、ほかには全く、求めると言いつつ探してはいらっしゃらなかったという、結果的にはそうなりますね。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- 〇町民福祉課長(田縁 和明君) 結果的にはそういうふうになりましたが、実質はほかの方にもこういう方がというのは、私どものほうで一応は考えておりました。しかしながら、金長さんのほうで、最初はそういうふうに言われましたけど、実質また引き受けようと、それは人権の問題でもあるし、先ほど町長言われましたように、後継者養成ということの意味合いで、私で良いんなら引き受けようということでなりましたので、他の方には当たっておりません。
- 〇議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 私、まさに人権相談に10何年通った立場で、その人権相談会の雰囲気をお知らせします。私は……。
- ○議長(谷村 善彦議員) そういう話は、今、質疑をやっているんですから、質疑をしてください。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) いや、だから、後継者を育てるという言葉について質問します。 後継者を育てるために、断った金長氏に再度要請に行ったという言葉があったので、質問します。そ して、断ったら、普通ほかの人に、断わられたけえ、あんたどうかねは失礼じゃけど、適当な人がい ないからお願いしますと言いに行くはずなのに、名簿上、リストアップだけはしておって、一言も話 に行ってないということが聞こえたので、話します。

普通だったら、断わられたらリストアップした人のところに頼みに行くもんですよね。それをしてないと言われたから、あえて手を挙げました。私は10何年、人権相談に行きました。後継者養成が必要と言われました。私はむしろ新人の先生方のほうが人権相談員として優秀と思って話に行っていました。その体験だけをお含みおきください。

後継者の新人の先生は何にも知らん、そうじゃありません。新人の先生が登場して、初めてまともな相談ができるようになりました。それだけは言っておきます。過去の人権相談員の人に問い聞きしてくださっても、同席しておられた方に問い聞きしてくださっても結構です。

だから、先ほどの課長の後継者を……。

- ○議長(谷村 善彦議員) 質疑をしてください。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 後継者を育てるということは間違っていると思いますが、どうですか。

- 〇議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。
- ○町民福祉課長(田縁 和明君) 後継者を育てるというのは間違いであるとは思いませんが、実質、そのときにお断りということをされておるときに、話の内容、話の中で、その方が断られるときに本当にかたくなに断る部分と、これは話をすればもしかしたらということが、その辺の話の実情の中では、私と金長氏との話の中でのことじゃから、皆さん方に言われてもよく理解できてはもらえませんでしょうが、実質、その断られるということでも、かたくなに断るんと、そうでない部分。まだこれはお頼みしたらやっていただけるという部分もありましたので、またお話をしたときに、後継者という意味合いで言いましたが、そしたら再度受けましょうということでございましたので、お願いしたわけでございます。
- ○議員(11番 岡崎南海子議員) 全然私の質問の答えになってないように思います。
- ○議長(谷村 善彦議員) 質疑、これで一応打ち切らせてください。高川議員。
- ○議員(7番 高川 喜彦議員) これは、人事案件だから、言えば言うほどおかしい。なかなか、も う議事進行を提案します。
- ○議長(谷村 善彦議員) これで質疑は打ち切らせていただきます。これで質疑を終わります。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号は、会議規則第39号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号及び議案第63号は委員 会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第62号及び議案第63号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり同意されました。 次に、議案第63号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件は原 案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり同意されました。

日程第18. 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

〇議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第18、田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行 います。

本件は、平成24年1月31日付で任期満了となる田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員後任として、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員4名及び補充員4名の計8名を議会において選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。 選挙管理委員には、お手元にお配りしました表のとおり、杉山精展氏、時廣富美子氏、井上信男氏、 平永芳子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました杉山精展 氏、時廣富美子氏、井上信男氏、平永芳子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、お手元にお配りしました表のとおり第一順位、林 芙美夫氏、第 二順位、藤村正義氏、第三順位、野坂 功氏、第四順位、南 正子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、第一順位、 林 芙美夫氏、第二順位、藤村正義氏、第三順位、野坂 功氏、第四順位、南 正子氏、以上の方 が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第19. 閉会中の継続審査について

○議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第19、閉会中の継続審査についてを議題とします。

まず、経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第2号町有地の貸与及び資金援助を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすること決定しました。

○議長(谷村 善彦議員) これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成23年第6回田布施町議会定例会を閉会いたします。

(ベル)

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 署名議員

署名議員